

# 島根史学会会報

第50号 2013.1.30

論説 毛利元就の山陰支配 —生田就光と福井景吉—	史料紹介 「譜錄 福井十郎兵衛信之」	江戸幕府巡見使への現地の対応   隠岐国での天保の巡見使を事例として—	長谷川博史 藤原茂	：一頁 ：三八頁
書評 田中義昭著『弥生時代集落址の研究』	特集 『島根史学会』 第五〇号に寄せて	会下 和宏	：四九頁	
		.....	.....	
		五二頁		

論説

## 毛利元就の山陰支配

### —生田就光と福井景吉—

長谷川 博 史

はじめに

安芸国毛利氏は、永禄五年（一五六二）に石見銀山を掌握し、慶長五年（一六〇〇）の防長移封に至るまで、四十年近くにわたって出雲国・石見国をはじめ山陰地域を支配下に置いた。中世から近世への移行期にあたるこの時代が、きわめて重要なことは異論のないところであろう。

毛利氏の山陰支配において吉川氏（吉川元春・元長・広家）が重要な役割を果たしたことは、河合正治氏の「毛利両川体制」論などにより、早くから注目されてきた。また池亭氏は、尼子氏滅亡後の

富田城主（天野隆重・毛利元秋・毛利元康）の役割を重視して、永禄九年（一五六七）～天正十九年（一五九一）頃の毛利氏は、公的支配機構「元秋一隆重体制」を基軸とする支配を進めようとしたが、十分に機能しえずに吉川氏との二重支配を余儀なくされ、それは惣国検地後に吉川広家へ一元化してようやく解消されたとの見通しを示した。これに対して館鼻誠氏は、「富田支城主」（元秋・元康）と吉川氏は、出雲国においては当初から二元的支配を担うものとして構想されていたことらえ、天正十九年には、吉川領支配強化の帰結として、それが広家に一元化されたと位置づけた。<sup>③</sup>

その一方で、富田城主や吉川氏を介しない毛利氏本宗家による直

接的対応が広範に確認されるように、地域支配機構論という側面からみて、毛利氏の山陰支配は大変難解であると言わざるをえない。また、惣国検地後の吉川領（出雲国二郡、伯耆国三郡、隱岐国）は、地域を限つた準領国的存在であつて、山陰地域支配の一元化とは言ひがたい。<sup>④</sup>池氏が、毛利氏の意図に反して「元秋一隆重体制」は十分機能しえなかつたと指摘している点などは、当時の毛利氏が直面した山陰地域の実像をよく表しているのではないかと考えられる。

吉川氏と富田城主の補完関係だけでは出雲国の地域支配を実現できない厳しい現実があつたのではないかと考えられる。

その意味では、十六世紀後半の山陰はどのような状況に置かれたのか、毛利氏はそれに対してもどのように対応しようとしたのか、そのため具体的にはどのような手段を講じようとしたのかという観点から、あらためてこの時期を見なおしてみると必要があると考えられる。その際に最も注目されるのが、毛利元就の存在である。元就とその家臣たちは毛利氏の山陰支配の出発点において、その最も実質的な基盤を構築した当事者であると考えられるからである。本稿は、毛利氏の山陰地域支配の構造と実態について、その全体を明らかにすることを目的とはしないが、実質的な部分においてそれを支えたと考えられるいくつかの人物を取り上げることによつて、その特質を追究してみたい。

## 第一章 生田就光と銀山支配

邑南町阿須那の賀茂神社に伝わる永禄十二年（一五六九）の「板絵著色神馬図」（重要文化財）は、狩野秀頼による作品である。二面一対の内、黒毛馬図には次のように記されている。

奉掛馬絵両曳之内右也

狩野治部<sup>秀頼</sup>少輔筆

□文曰

一切諸願

皆令満足

専祈旦那<sup>秀頼</sup>歳、一々諸

願全成就之所也、大宅朝臣

就光公

于時永禄拾二年巳八月吉日

謹敬白

石見国邑智郡南部・安芸国高田郡北部を領した高橋氏は、享禄二年（一五二九）に毛利氏等によつて滅ぼされたため、関係史料がきわめて少ない。その実像を解明した岸田裕之氏は、この絵馬の「旦那」である「大宅朝臣就光」について、「絵馬は永禄十二年に大宅姓の高橋就光（就）は毛利元就の一字、「光」は高橋氏の家の字）が奉納したものである。このことは高橋氏滅亡後に毛利氏家臣としてその名跡を継いだ人物があつたことを示す。」と述べている。<sup>⑤</sup>

狩野秀頼は、狩野元信の次男とも孫とも言われる人物であり、旦那である高橋就光にそれなりの財力がなければ、奉納できない絵馬と考えられる。一体、「就光」とは何者であるのか。その手がかりは、杵築大社「寛文造営日記」（「佐草家文書」）に記された、次の記述の中にある。

一  
（寛文四年二月）  
同廿二日

大日ノ御室松林寺へ取運（人夫ハ町の旦那共也）、此御室ハ、  
永禄十年丁卯四月廿八日供養、旦那ハ服部次郎左衛門就久・生  
田左衛門大夫就光也、本願ハ明窓周透和尚、大工ハ神門左門二  
郎慶清・同与三郎也、統領ハ山根藤左衛門、委細棟札在之（就

久は毛利元就家ノ人也)、

右の御室松林寺庭ニすへ置申候、

杵築大社の寛文造営は、尼子経久による永正造営以来の仏教色を一掃し、神仏分離を徹底したことで知られている。右の記述は、その一環として、寛文四年（一六六四）一月に、大社境内の大日堂が、門前町の越峰に所在する松林寺に移転された際の状況を記したものである。文末に見られるように、これは棟札に書かれた情報に基づく記述と考えられ、信憑性が高いと判断される。

それによれば、杵築大社大日堂は、永禄十年（一五六七）に修造されたことが知られ、当時の大社本願周透や大社大工神門慶清等とともに、旦那として「生田左衛門大夫就光」の名を確認できる。

「生田」は、広島県安芸高田市美土里町の地名であり、旧高橋氏領内に位置している。文明八年（一四七六）九月十五日高橋命千代・同一族被官連署契状（『益田家文書』）『大日本古文書 家わけ二十二』八五七）によれば、傘連判署判者の中に「生田右馬助秀光」がみられ、岸田裕之氏は、「光」字を名前の後字として用いていることから、高橋氏一族における「地位の高さを示す」と指摘している。また、天文十九年（一五五〇）七月二十日福原貞俊以下家臣連署起請文（『毛利家文書』）『大日本古文書 家わけ八』四〇一）。以下、『毛利家文書』と略記する。には、「生田周防守」（生田新五左衛門尉）の名を確認することができ、高橋氏一族の生田氏が、高橋氏滅亡後に毛利氏の家臣化したものと考えられている。<sup>(8)</sup>

したがつて、「生田左衛門大夫就光」についても、高橋氏一族生田氏の出身であり、高橋氏滅亡後、毛利氏家臣化した者の一人であつたと考えられる。それでは、生田就光が寺堂建立や絵馬奉納などの且那たりえた基盤はどこにあつたのだろうか。

前掲「寛文造営日記」には、杵築大社大日堂建立の「旦那」とし

て、生田就光とともに「服部次郎左衛門就久」の名が記されている。小葉田淳氏は、天正九年（一五八一）七月五日「銀山納所高辻」（『毛利家文書』三四六）に「九拾壱貫 下河原 生田・服部分」と記されている二名の人物（生田・服部）について、「銀山代官で下河原に給地を与えられていたのであろう」と述べている。<sup>(9)</sup> 下河原は、佐摩銀山（石見銀山）六谷の一つである。服部就久は、このほかに毛利輝元から佐摩銀山の蔵泉寺口近辺の在所を安堵されている。

さらに、永禄五年（一五六二）十一月、本城常光を殺害した毛利氏が銀山山吹城を接收した際の状況について、元和四年（一六一八）頃成立とも言われる「森脇覚書」には次のように記されている。

一銀山城ニハ服部治部と申もの番に罷居候、吉川和泉・山県左京、彼面被遣候、御本陣より上之山と申人被參候、城無異儀相渡、治部御馳走だて仕候、後ニハ池田ニ被相添、銀山の代官ニ被仰付候

本城常光は、尼子氏時代の山吹城城番であつたが、毛利氏方に転じた後、出雲国において一族もろとも謀殺された。その留守を守っていた山吹城城番の「服部治部」が、抵抗せずに城を明け渡した功績により、生田氏とともに銀山代官に任じられたという。「服部治部」という名前は、「森脇覚書」作者の記憶によるものであり、服部就久との関係を直接明らかにすることは難しいが、就久はその後継者であるか、もしくは同一人物か、いずれかではないかと推測される。銀山代官の服部氏は、毛利氏によって常光が討たれた後も、生き残つて毛利氏に従つた本城氏旧臣と考えられる。「就久」という実名は、服属後に元就から与えられた偏諱であると考えられる。

以上をふまえるならば、生田就光や服部就久は、いずれかの時期から毛利氏の石見銀山代官を務めた人物であつた可能性が高いと考えられる。<sup>(10)</sup> 生田就光や服部就久が、杵築大社大日堂修造の旦那となつ

ていることは、石見銀山と杵築との日常的な交流を背景として、毛利元就の意向をふまえて、すでに石見銀山と深い関わりを持つていた兩名が修造費用を負担したものである可能性が高い。

生田就光の名字の地と思われる安芸国高田郡「生田」は、戦国期においては、石見・安芸・出雲三ヶ国を結ぶ場所に位置していた。大永三年（一五二三）に、出雲国の尼子経久は安芸国東西条の鏡山城（現東広島市）を攻略したが、天文年間初頭の毛利氏家臣連署書状案（『毛利家文書』二三九）は、その時のことを「先年伊予守殿（尼子経久）北・池田御陣之時、亀井能州（秀綱）以取次、幸松丸罷出候、其後西条へ魁を仕、涯分令馳走、御利運ニ候つる事」と記している。おそらく経久は、出雲国赤穴から石見国都賀へ出て、安芸国「北」「池田」に陣を敷き、そこから一挙に南下して東西条へ乱入したものと思われる。

芸石国境近くに位置する安芸国生田は、いくつかの輸送路が交錯する交通上の要衝であつたと考えられる。たとえば、安芸国高田郡内を南下するルート（生田→北→横田→吉田郡山）、石見国邑智郡から安濃郡・邇摩郡へ北上するルート（生田→久喜→出羽→川本→佐摩銀山）、石見国邑智郡から出雲国飯石郡などへ至るルート（生田→大林→阿須那→都賀→出雲国赤穴）などが、いずれも生田を経由している。

これらのルートは、近世に入ると広島藩によつて抜道・脇道として規制を加えられたが、結局は藩も商品輸送を是認せざるをえなかつたよう<sup>(1)</sup>に、引き続き広範な物流が展開されている。いずれも中世以来の主要な芸石交通路の一つであつたと考えられる。かつての高橋氏勢力の展開も、これらの交通路によるところが大きかつたと推測される。

尼子氏が山吹城城番を任せた本城常光も、高橋氏一族である。毛利氏の石見銀山代官も、本城氏旧臣の服部氏や、高橋氏一族の生田氏であつたことが知られる。その意味では、尼子氏・毛利氏による

石見銀山支配は、滅亡後にも生き残つた高橋氏関係者によつて支えられていたということができる。

年末詳十二月十日志道広良言上状（『毛利家文書』五九四）によれば、十六世紀半ばの安芸国毛利氏領内においては、「上下商人」に対する通行税「銀山出入之駒之足」が、吉田における二ヶ所と、「北」の、計三ヶ所で課せられていたと考えられる。「銀山と申事出来」という新たな事態が、関所の併存状況に対応を迫つたことを示す史料であるが、「北」を経由していることは、銀山へ出入りし、上り下つていたこれらの商人の多くが、生田を通つて石見国側との間を行き来する者たちであつたことを窺わせている。

銀山と生田との関わりについては、近年調査が進められつつある久喜・大林銀山のような、佐摩銀山以外の鉱山開発を想定しながら検討することも必要である。石見国邑智郡・安芸国高田郡国境地域は、享禄二年（一五二九）年以降、未だ大内氏配下の一国衆であつた段階から毛利氏の支配領域内に属していた。十六世紀末期と推定されている宮城県図書館蔵「石見国図」に、「くき銀山」と国境を挟んで隣接する安芸国側に描かれた建物群は、まさに生田の辺りに該当する集落であるように見受けられる。佐摩銀山の銀精錬用鉛を産したとも言われる久喜・大林銀山の開発が、どの時点にまでさかのぼれるのかは、今後の調査結果を待つことになるが、久喜・大林銀山の展開した地域が、生田就光の名字の地（安芸国生田）や絵馬奉納先（石見国阿須那）と密接に関わる場所に位置したことは、特に注目される。十六世紀半ばに、石見産銀や数多の産銀関連物資・商品が、生田を経由するルートを介して運ばれていた可能性は、きわめて高い。

生田就光は、賀茂神社の絵馬に天文九年（一五四〇）生まれと記されているので、高橋氏が討滅された享禄二年（一五二九）はその十年以上も前のことである。しかも、毛利元就が嫡男の隆元に家督

を譲つたのは天文十五年（一五四六）であるので、生田就光は、間違いなく隠居後の元就から偏諱を受けた人物である。元就との人格的な結びつきの中で育ち、その薰陶も受けた可能性が高いと考えられる。

## 第二章 福井景吉と杵築支配

毛利氏の山陰地域支配において、杵築大社門前町である出雲国杵築（現出雲市大社町）は、石見銀山などとともに、その要に位置した拠点の一つと考えられる。それは、温泉津から島根半島東部に至る軍勢・軍需物資の中継基地として重要であつたばかりでなく、隣国に及ぶ活動を開拓する杵築商人や道者衆が往来した、杵築大社信仰圏に属する地域をとらえていくために、欠かすことのできない場所であったからである。

毛利氏が出雲国へ侵攻した永禄五年以降、杵築に逗留してその支配の基盤を作つたのは、福井景吉である。その活動の内容は、子孫伝來の文書を採録した「閥閱錄」卷119福井十郎兵衛（『秋藩閥閱錄』第三巻所収、以下『閥閱錄』<sup>119</sup>福井と略す）、「譜錄」福井十郎兵衛信之（一部が『広島県史 古代中世資料編V』所収、以下「譜錄」福井と略す）を中心に、様々な史料から窺い知ることができる。なお、大半が未活字である「譜錄」福井十郎兵衛信之については、末尾に掲載し、本文中ではその文書番号を付して示すこととする。

福井氏は、安芸国佐東郡に本拠を置いた安芸武田氏一族であるといわれ、緑井（現広島市安佐南区）を本拠として（『閥閱錄』<sup>119</sup>福井30・39）、太田川下流域に基盤を持つ水上勢力でもあつたと考えられる。「閥閱錄」や「譜錄」では、天文十五年二月十五日に元就から「十郎兵衛尉」に任命された「福井源十郎」、永禄八年三月二

十九日に毛利輝元から「出雲守」に任命された「福井十郎兵衛尉」を、同一人物の「元信」としている。「元」も「信」も武田氏の家の字であるし、「元」は毛利氏の偏諱であるかのようにも見えるのであるが、永禄年間の同時代史料からは「福井出雲守」の実名が「景吉」であつたことしか確認できていない。<sup>(16)</sup>「景」は小早川隆景の偏諱であると思われ、その理由は定かではないものの、毛利氏の水軍編成が未だ整備される以前、天文年間後半の一時期に、同じ毛利氏勢力下の水上勢力として小早川水軍と連携する位置づけを与えた時期があつたためとも推測される。

安芸国佐東郡は、武田氏の居城であつた金山城（銀山城）とその周辺地域を中心に、太田川下流域一帯に位置した。ここには平安期以来の倉敷地が存在し、流路に囲まれた中洲（川之内）を中心、早くから水上勢力の拠点が展開していた。武田氏が周防国大内氏との抗争に敗れて天文十年（一五四二）に滅ぼされ、また天文二十年の陶隆房の反乱から弘治三年（一五五七）の大内氏滅亡に至る過程において、佐東郡周辺は段階的に毛利氏支配下へ組み込まれた。<sup>(17)</sup>天文十五年に嫡男毛利隆元へ家督を譲つた毛利元就是、毛利氏本宗家領とは別に、毛利家隠居分として佐東一括管理の重要性を説き、元就領としての「佐東領」が形成された。その過程において、福井氏を含む「佐東衆」は、隠居後の毛利元就の家臣として、毛利氏本宗家家臣団とは異なる位置づけを与えられる存在となつた。<sup>(18)</sup>

河合正治氏によれば、毛利氏直属水軍「川内警固衆」は、天文二十年から顕著に整備され、福井・山県・福島・熊野・世良・桑原・植木・豊島氏など武田氏旧臣、毛利氏譜代の飯田元著・宍戸元親・小早川警固衆の乃美元信、因島村上氏関係の飯田弥五郎などによつて構成され、児玉就方が統率したと述べている。<sup>(20)</sup>さらに、『閥閱錄』<sup>119</sup>福井、同133山県四郎三郎、「譜錄」福井などの関係史料によれば、福井・山県両氏は、戦陣や普請における物資・人足の調達などに主

要な役割を果たした「佐東衆」の「触頭」として、「佐東領」を支えた中心的存在であつたことが知られる。「佐東衆」の中には、毛利氏の赤間関代官などを務めた堀立直正<sup>(2)</sup>の事例からも明らかのように、河海を介した物流の担い手として、すぐれた物資調達輸送能力と、相当な財力および広範な人脈を併せ持つ存在が多数含まれていたと推測される。福井氏はその代表格であつたと考えられ、「佐東領」内をはじめとする諸職人・舟持衆・水夫・人足等を動員し、高度な物資調達輸送能力を備えた存在であつたことは、同家伝来文書群を見れば明らかであると言える。

福井景吉が、出雲国侵攻当初から重要拠点である杵築に派遣された理由は、そのような福井氏の性格をふまえた元就の判断によるものと考えられる。後の「景吉」である可能性の高い福井源十郎は、すでに天文十一年の大内氏による出雲遠征に際して、元就より「臨時人足」を「村々」から招集するよう命じられた経緯がある（『譜録』福井三三）。また、永禄年間初頭に毛利氏が石見へ侵攻し、福光（現大田市温泉津町）や佐波（現邑智郡美郷町）に佐東衆を派遣した際にも、元就は福井十郎兵衛尉を介して命令を伝達させている（『譜録』福井一一・四九・五七、『閥閱録』<sup>119</sup>福井<sup>23</sup>）。福井氏の本拠地から離れた山陰方面においても、その動員力と物資調達輸送能力が重視され、実績を積んできたことを窺わせている。

以下では、永禄五年から永禄十年頃に至るまで出雲国杵築における顕著な活動が見られた「福井十郎兵衛尉」「福井出雲守」について、ひとまず同一人物の「景吉」である可能性が高いと判断して、その役割と特質について具体的な事例を確認したい。

### ①船・水夫・兵糧の調達

永禄五年と推測される十月三日毛利元就書状において、景吉は水夫・兵糧の調達を杵築に対しても命じるよう指示を受けた（『譜録』

### 福井三四）。

翌永禄六年に入ると、赤穴（現飯南町）在陣中の元就は二月中旬にかけて島根半島の秋鹿郡大野（現松江市大野町）へ陣を進めようとした（『二宮覚書』「森脇覚書」）が、そのためには宍道湖上の輸送ルート確保が必須条件であつたと考えられる。当時はまだ島根半島東部の制海権を確保できていない段階であつたため、宍道湖において船を用いるためには、大社湾側から川を介して船を運び、水夫も別途調達する必要があつたと推測される。しかし、正月晦日の段階では、「外海（＝日本海）」より「河口（＝当時は斐伊川河口の一つ、現在の神戸川河口部）」への回漕に手間取つていたようで、元就は、景吉等に対して督促するとともに、回漕予定日時の報告を待つて「引手」を派遣するつもりであることを伝えている（『譜録』福井三五）。元就の指令は、まずは船を出雲平野中央部の林木（現出雲市東林木町・西林木町）周辺に運ぶことであり、「引手」とは大社湾から林木に至るまで河川等を遡上するための船の引手と考えられる（『譜録』福井一五）。また、水夫五十人の調達についても、当初は、林木から宍道湖北岸に至る水上経路に近い日本海岸沿いの小津・十六島・三津・小伊津から徵發する予定であったが、これも順調には進まず、別の場所から調達したことが知られる（『譜録』福井一五・一六・四八）。

この水夫の調達において、実質的な役割を果たした「渡辺十兵衛尉」は、鰐淵寺領直江の内に抱分を持つ在地勢力で、永禄四年末に毛利氏方に転じた「渡辺重兵衛」と同一人物と考えられる。水夫調達における活躍は、この人物が出雲平野周辺地域において、交流・流通に関わる広い人脈を持ち、毛利氏からの人足賦課を担い得る現地の顔利きとして、元就から強く期待されていたことを示している。毛利氏は、このような現地の事情通（いわゆる「案内者」）をいち早く的確にとらえたのであるが、福井景吉は、その渡辺十兵衛尉と

元就とを結びつける役割を果たしたのである。

なお、以上の経緯に関する「譜録」福井所収文書は、大社湾から出雲平野中央部まで船を引き上げて宍道湖に至る中世独特の景観を文字史料によって裏づけるものであること、十六島をはじめとする日本海岸の港などが散見されることなど、注目すべき内容を含んでいる。後者については、最近公刊された『出雲北浜誌』(二〇一一年)にも紹介され、池橋達雄氏が検討を加えているので、ご参照いただきたい。

## ②人質催促と移送に関する実務

永禄六年と思われる二月十一日、毛利元就は、井上就重・福井景吉・小倉元悦に対して、諸人質が前日に到着するはずであったのにまだ来ていないことを譴責している(『譜録』福井三二)。おそらく元就は、大野表への陣替予定を翌十二日に控え、人質の確保を急いだものと思われる。この時出頭を求められた人質は五十七人にのぼるが、元就は、この日の午後になつても二十五人しか来ていないとして再度督促しており、余程この問題を重視し、急がせようとしたことが知られる(『閥閱錄』<sup>119</sup>福井10)。景吉は同年六月にも、元就から人質の確保を命じられている(『譜録』福井六四)。

## ③杵築における宿送の役割

八月二十九日付け元就書状において、「高橋使僧送」が「杵築にて福井十郎兵衛尉」に対して命じられている(『譜録』福井六八)。

「高橋」がどの高橋氏であるのか特定することはできないが、筑前国岩屋城督・宝満城督として豊後国大友氏の北九州支配を担つていた高橋鑑種が、毛利氏方へ一味の意志を密かに表明したのは、永禄五年七月であり<sup>(23)</sup>、その後の交渉や情報伝達のために送られた「使僧」である可能性がある。杵築が、毛利氏の宿送り機能を担う拠点

としても位置づけられていたことを示している。

## ④軍事情勢の把握と対処

毛利氏が島根半島の制海権を次第に確保していくと、その奪還をめざす尼子氏方の軍船(毛利氏方からみた「賊船」)が、島根半島の北側の浦々に出没した。毛利元就は、それに備えて杵築においても警戒するよう、福井景吉に命じている(『閥閱錄』<sup>119</sup>福井25)。また、隠岐の都万氏関係者が杵築浦に潜んでいるとの情報をつかむと、元就は景吉に対しても警戒するよう命じている(『閥閱錄』<sup>119</sup>福井21)。

## ⑤杵築大社両国造家・上官家の交信

出雲国在陣中の毛利氏と、杵築大社両国造家との交渉には、福井景吉を介するものがしばしば見られた(『譜録』福井七・五八・五九・六三・六四・七五・八八、『閥閱錄』<sup>119</sup>福井19・21・25)。それは、毛利氏から國造への指示のみならず、元就に対する國造の状況報告、元就から國造への取り成し、戦況等の國造への伝達など、実務的・実質的な部分において両者の間を結びつける役割であった点に特徴がある。

そのため、国造家や上官(上級神官)家にとつての福井景吉は、毛利氏側の重要な窓口として認識された。永禄十年と思われる九月十九日福井景吉書状(『森脇家文書』)、『大社町史史料編古代・中世』(一六四四)によれば、佐草孫次郎は上官稻岡家の家督を相続した際に、景吉を介して毛利氏安堵状を申請しようとしたが、これに対して、景吉は「從上之御判等之事者、御出有間敷被存候」という意見を伝えている。この時の毛利氏安堵状が残されていないことから、おそらくは、その言葉どおり景吉の判断により上申されなかつたものと推測される。

尚々、節々可申通候之處、無沙汰心外候、彼地之事西彦三郎二申付候条、無相違口渡候者、於吾等可為本望候、猶朝山茂少々神田候、是又重而可申入候、御心得干要候、山口大和守方へも可有御心得候矣、

熊令達候、神門郡之内神西安原之内、當社領少御座候、旁御存知之由承及候之条、染筆候、彼田地之事、從先年至正月元三〔福井景吉〕命主江之御供米之地候之条、為公私御祈祷早速可有御渡候、委細者福十〔福井景吉〕也令申候、恐々謹言、

「天正八年」(永禄六〔就宗〕七年)

十二月廿三日

小田縫殿助〔就宗〕

(花押)  
義広

〔花押〕

義広

〔花押〕

この史料は、国造千家義広が、毛利氏の塩冶郷・朝山郷方面における現地支配を担つた小田就宗に対し、就宗の管轄地域と思われる神西（現出雲市）内の社領回復を求めたものである。小田就宗も、毛利元就の家臣である。注目されるのは、このような要求が毛利氏本陣を介することなく行われていること、義広はこの件について最初は福井景吉に相談を持ちかけたであろうこと、この書状が書かれたのは景吉の意見による可能性が高いこと、である。

景吉が、元就から委ねられていた裁量権の大きさを裏づけるものではないかと思われる。

#### ⑥大社祭礼・諸社祭礼

杵築大社最大の祭礼である三月会について、元就がその経費として黄金一枚を贈った際に、福井景吉がそれを受け取り、両国造と大社本願へ引き渡すよう指示している（「譜錄」福井七〇）。永禄十年二月には、元就家臣の小倉元悦・平佐就之・福井景吉・井上就重が、杵築大社上官の佐草・別火・長谷氏に対して、経費を両国造から請

け取つて三月会を執行するよう命じている。<sup>(25)</sup>

また景吉は、毛利元就が杵築における万句連歌会の執行を指示した際に、その意を杵築大社側に伝える役割を果たすとともに、連歌会終了後に元就へ大社本願から贈られた洗米・酒・初穂、及びそれに対する元就の礼状は、いずれも景吉を介してやりとりされている（「譜錄」福井六〇・九二・九六）。

この時期の杵築大社における三月会・連歌会などの執行には、福井景吉の存在が不可欠であったことが知られる。なお、佐陀社祭礼の調物（「譜錄」福井七一）についても、景吉に尽力を指示しているが、おそらく杵築における物資調達機能に関わるものと思われる。

#### ⑦杵築における紛争の処理

福井景吉は、様々な紛争処理においても、実務的で実質的な役割を果たしたことが確認される。

端書不申候く矣、

元就為御祈念、於太社千部經被成誦誦候、然處貴寺与興法寺、座次之出入被仰候、此度之事者、既及開白之時剋候之条、不被定座次、我等式被任異見、右之後に御着座候、後例ニ者成間敷候、為其若斯以捺申入候、恐々謹言、

三月五日

(花押)  
仁多郡岩屋寺原本影写  
鰐淵寺和多坊  
上書二  
同 年行事  
福井出雲守  
榮芸  
(花押)  
尊口  
(花押)  
景吉  
(花押)

杵築においては、尼子経久の時代に、鰐淵寺をはじめとする出雲国の密教寺院四ヶ寺（鰐淵寺・清水寺・岩屋寺・興法寺）が座頭を務める読誦会が執行された経緯がある。この史料は、毛利元就祈念の千部經誦誦会に際して、出雲国仁多郡横田荘の岩屋寺と、同神門郡古志郷の興法寺が、座次をめぐつて争い、鰐淵寺と福井景吉の裁定により、岩屋寺に対して今回のみは「右之後」に着座するよう伝えたものである。岩屋寺・興法寺座次相論について、毛利氏法廷に持ち込む前の暫定措置を決定する際に、景吉がきわめて重要な役割を果たしたことを見示す。

唯今大和屋居屋職之事、上田小四郎奉公之間雖為給地、十ヶ年買地候て、大和屋宿所之儀候、其内二小四郎就有緩怠之子細、当家切根元為闕所跡職之儀申付候處、秋上周防守介妨仕、富田之号御被官種々雖尽緩怠候、任道我等存分申付候處、<sup>〔孝重〕</sup>上田対馬守為所行、彼小四郎召寄、以隱蜜重而對馬子候藤<sup>〔上田春信〕</sup>右衛門二為買地、我等隱蜜仕、千家なと以吹拳、元就御判形頂戴仕之由候、不謂之由申相糺候之処、福井出雲守<sup>〔景吉〕</sup>當所為押逗留候、其以批判侘事仕、神文にて、彼大和屋居屋職之事上置候、其稔以筋目大和屋へ為給地申付候、此上ハ当家懇二奉公候て、可被相抱事肝要候、為其対馬上状相添、申付旨如件、

永禄九年

十二月廿八日

秀孝（花押）

大和屋重延<sup>〔秀〕</sup>

この史料は、杵築大社国造の北島秀孝が、杵築商人の大和屋（岡垣氏）に対して、居屋敷を安堵したものである。上田氏・秋上氏・大和屋らは、いずれも国造・上官家の被官層であり、門前町杵築の上層部を構成した有力者たちである。問題の屋敷権益が、門前町の中でも特に魅力的な権益であつたことがわかる。

秀孝の主張によれば、問題の経緯は以下のようなものである。もともとこの屋敷は、北島氏に奉公した上田小四郎へ給地として与えたものであつたが、その後、十年間の年季売契約により大和屋が使用してきた。しかし、その年季が過ぎないうちに、上田小四郎が北島氏に対する不忠をはたらいたため、闕所地としてあらためて北島氏から大和屋に与えられた。その後、尼子氏の力を背景として秋上孝重が権益の奪取を画策したこともあつたが、秀孝が排除した。さらにその後、上田対馬守が画策して、上田小四郎から上田春信（上田対馬守の子息）へ宛てた同屋敷の売券状を作らせ、国造千家氏の推挙を得て、毛利元就の安堵状まで獲得したと主張した。秀孝はこれに強く抗議したところ、ちょうど杵築に「押さえとして」常駐していた福井景吉が仲介した結果、あらためて大和屋に対して安堵されることとなつた。

以上は、秀孝が述べた内容であつて、個々の事実関係を確認することができるわけではない。しかし、上田氏側が毛利元就安堵状を得ていると主張したほどの問題の決着に、福井景吉が決定的な役割を果たしたことは、事実と思われる。景吉が委ねられていた権能と、決断力にも富んだ実務能力の高さを窺わせている。

#### ⑧ 北国舟着岸への対応

東北日本海の主力船舶と考えられる「北国舟」が、宇龍浦に着岸するようになつたのは、永禄年間初頭頃からの現象である。<sup>〔秀〕</sup>毛利氏が出雲国へ侵攻した時期に当たる。

「譜録」福井所収文書が貴重であるのは、年末詳六月二十一日毛利元就書状写（譜録「福井三八」）に、「至其表、北国舟數多着津之候」と記されていて、「北国舟」は宇龍浦だけでなく杵築浦などにも着岸した可能性が高いこと、しかもその数が非常に多かつたことがわかる点にある。「北国舟」の着岸が、急速に拡大し、常態化

していつた様子を窺い知ることができる。

福井景吉は、「北国舟」の着岸を毛利元就に報告するとともに、毛利氏からその処置を命じられている（『譜録』福井三八・五五）。

以上、①～⑧に例示したような杵築における福井景吉の活動は、永禄五年～十年頃の限られた時期のものである。しかし、その内容は、景吉に委ねられた役割の大きさを示すものばかりである。そこには、佐東衆触頭としての実績をふまえた、水陸輸送能力・物資調達能力、人脈や交渉能力、実務能力が、いかんなく發揮されている。元就による人選のねらいも、まさにそのことにあつたと推測される。

### 第三章 毛利氏による支配の実像

わざか二人の事例を挙げたのみであるが、毛利元就が領域支配の重要な拠点に配置した人物は、その人でなければなしえないような役割を期待され、その背景には元就との強い人格的な結びつきを垣間見ることができる。毛利氏による山陰支配は、なぜそのようにして始められたのだろうか。

(一) 十六世紀後半の山陰地域  
毛利氏が出雲国へ侵攻した永禄五年（一五六二）頃、日本海沿岸地域には大きな変動の波が押し寄せていた。<sup>29)</sup>

一五四〇年代以降、銀輸出量が増えるにつれて、石見銀山は遠隔地からの人と物を集め散する巨大な鉱山都市となり、それとともに周辺地域経済全体が活性化した。ジャンク船と思われる「唐船」や、前述の「北国舟」、あるいは薩摩半島の船など、従来は稀にしか来航しなかつたような船舶が山陰海岸に次々と着岸するようになつ

たことは、それを裏づける事実と考えられる。それは確かに経済的な「発展」であつたと考えられるが、同時に、新興勢力が次々と台頭することによる社会的な「混乱」を意味する事実でもあつた。杵築においては、諸商人を管理・統括する必要性が高まり、天文二十四年（一五五五）以後、商人司「杵築相物親方」が国造千家氏・尼子氏・毛利氏によって任命されるようになった。しかも、「杵築相物親方」はわずか十五年ほどの期間しか確認することができず、急速に淘汰されていったものと推測される。新興商人の増加や盛衰が激しく、既存の秩序では対応できない状況が次々と生み出されたためと考えられる。天文二十一年（一五五二）と永禄元年（一五五八）に、尼子晴久が「杵築法度」を制定したことでも、権益争奪の激化、契約の混亂、新規の船の着岸、盗み・喧嘩・口論・火事の頻発、殺生禁断・牛馬禁制の緩み、鏹銭や商業外をめぐるトラブル等々、新たな状況に対応しなければならなかつたためと考えられる。物流の大きな変化が社会秩序の変容をもたらし、いたるところに秩序の混乱を生じた可能性が高い。

また十六世紀後半は、そのような社会状況を重要な背景としながら、絶えず戦争が繰り広げられ、戦乱の規模も拡大していく時代である。

永禄五年に石見銀山を掌握し、出雲国へ侵攻した毛利氏は、永禄九年に富田城を落城させるが、引き続いて北部九州における大友氏との戦争が継続されていく。永禄十二年～元亀二年（一五七一）には、尼子勝久が出雲国へ攻め込み、激しい攻防が繰り広げられた。その後も、因幡・備中方面において戦闘が続き、やがて大友氏を中心、浦上宗景（備前）、三浦氏（美作）、三村元親（備中）、尼子勝久（因幡）、村上武吉（伊予）などが連合して、毛利氏包囲網が形成されるに至つた。毛利氏は、天正三年（一五七五）にこの毛利氏包囲網を打破するが、天正四年に足利義昭が備後国鞆へ下向した

ため、天正十年に至るまでの六年以上にわたって織田政権との戦争に明け暮れ、とりわけ天正八年以降は圧倒的な劣勢に陥った。豊臣政権下においては、四国・九州・関東・朝鮮半島へ次々と出兵を命じられ、ほとんど絶え間なく大規模な軍役負担を強いられた。

## (二) 十六世紀後半の山陰支配

尼子氏を討つて山陰支配に着手した毛利氏が直面したのは、以上のような大変厳しい現実であったと考えられる。物流の大きな変化や戦争の継続は、既存の支配体制の継承だけではとても対応しえない状況を生み出したと思われる。

そのため毛利元就が重視したことは、現地の状況をよく把握し影響力もある人物を効果的かつすみやかにとらえるとともに、その関係を損なわないことであつたと考えられる。渡辺十兵衛尉などはその典型であり、服部就久もまた似たような側面を持つ人物であつたと推測される<sup>㉓</sup>。神戸川流域の石橋新左衛門尉や、杵築の矢田兼貞なども、同様の存在と推測される。地域の実情やそれぞれの立場に即してその存在形態は多様であるが、彼らの存在なくして毛利氏の現地支配が成り立ちがたいという意味においては、全く同じ性格を持っている。

毛利元就が重視したと推測されるもう一つの点は、要所要所に配置した自らの家臣たちが、予測困難な状況にも迅速に対応でき、まさに元就の手足のような役割を果たしうる人材であつたことである。生田就光や福井景吉の出自・基盤・活動内容をみれば、その人選が考え抜かれたものであつたことを窺い知ることができる。さらに、出雲在陣中に元就の側近くにいた井上就重・小倉元悦・平佐就之のうち、平佐就之は後に銀山奉行となつた。塩冶郷・朝山郷を管轄した小田就宗・温泉津奉行の武安就安・児玉就久、毛利元秋を支えた富田奉行衆の赤川就武・新藤就勝・井上就正など、山陰支配の重要

拠点には、少なくとも元就家臣たちが配置されていた。

その直接の原因は、出雲国侵攻の初期段階において、毛利隆元率いる本宗家の主力が九州へ転陣し、大友氏とも戦つたためであるが、しかし、その後の支配体制に与えた影響は、決して小さくないと考えられる。元就の身近にあつてその薰陶を直接受けたのは、本宗家臣団の人々ではなく元就家臣たちであるが、出雲・石見の地域支配の基盤を作つたのは、明らかに彼らの力に拠るところが大きい。

## おわりに

本稿では、毛利元就家臣のなかで、これまであまり注目されたことのなかつた人物を取り上げて、その役割の重要性と特質について述べてきた。

もちろんのことながら、福井景吉の杵築逗留は戦時における補給線確保を主目的とするものと思われ、いわゆる支配体制の問題に一般化できない。また、元亀二年（一五七二）六月の元就死去後は、元就旧臣たちも毛利氏本宗家家臣団に組み込まれていくのであつて、その位置づけは大きく変化している。毛利元秋の富田入城は永禄十三年（一五七〇）二月のことであり、吉川元春が山陰方面軍事指揮官としての役割を明確化していくのは同年九月以降のことである。研究史が問題としてきた地域支配機構論は、主として元就没後における体制に着目しようとしたものと言える。

しかし、石見銀山奉行（平佐就之・林就長）をはじめ、石見銀山代官、温泉津奉行、富田奉行など、出雲・石見の地域支配に欠かせない諸拠点には、元就死後においても多数の元就旧臣を確認することができる。たとえば、天正十九年（一五九一）以降の杵築では、

広島留守居役（毛利軍は秀吉の朝鮮侵攻に従軍中）佐世元嘉からの

指示を受けながら、児玉元言と田中信重が現地に常駐していたと考えられるが、<sup>(3)</sup> 田中信重はかつて元就の「中間」であつたと考えられる人物である。<sup>(4)</sup>

国造北島久孝は文禄二年閏九月七日に死去したが、後継国造の地位をめぐって子息の広孝と弟の豊孝が争った（豊孝一件）。広孝の伯父にあたる波根康兼の計策によつて、北島家中として広孝の国造職継承を承認する一味神水を求められた豊孝は、あくまでそれを拒み、一触即発の事態に陥つた。この時両者を仲介して当座の武力衝突を回避したのが、田中信重であつた。困難な局面を、自身の判断によつて当座の措置として収めたその姿は、高い調整能力を示したかつての福井景吉に相通じるようと思われる。

天正十九年以降の山陰支配は、吉川氏によつて一元化されたとも言われるが、杵築の事例からも明らかなように、吉川領以外は基本的に吉川広家の管轄外であつたと考えられる。出雲国・石見国については、永禄年間以降の各時期を通して、毛利氏本宗家による地域支配を、吉川氏や、富田城をはじめとする各直轄城在番衆が補完することによって成り立たせようとしていたが、その基盤に、機構としてというよりは人的資源として、少なからぬ毛利元就旧臣が介在していたという点に、大きな特徴があると言えるのではないかろうか。

## 註

(1) 河合正治「元就教訓状と毛利両川体制の形成」『日本歴史』三三三、一九七六年)。

(2) 池亭「戦国大名領国支配の地域構造」『戦国期の地域社会と権力』二〇一〇年、初出一九八〇年)。

(3) 館島誠「戦国期山陰吉川領の成立と構造」『史苑』一三六、一九八七年)。

(4) 村井良介『戦国大名権力構造の研究』(二〇一二年)、『戦国期大名毛利氏の地域支配に関する研究』(科学研究費補助金基盤研究C2研究成果報告集、研究代表者 長谷川博史、二〇〇三年)。

(5) 島根県立博物館『島根県の文化財ー仏画・仏教工芸篇』(一九九五年)。この神馬図については、毛利元就展企画委員会・NHK『毛利元就展ーその時代と至宝』(一九九七年)にも、村上勇氏による解説を付してカラー図版が掲載されている。

(6) 岸田裕之「解説」(同氏編)『戦国大名論集6 中国大名の研究』一九八四年)。

(7) 長谷川博史「杵築大社大工職と神門氏」『広島大学文学部紀要』六〇、二〇〇〇年)。

(8) 岸田裕之「芸石国人領主連合の展開」『大名領国の構成的展開』一九八三年)。

(9) 小葉田淳「石見銀山―江戸初期にいたる」『日本鉱山史の研究』一九六八年)。

(10) 島根県立図書館影写本「本城家文書」に、次のような文書がある。  
蔵泉寺之内、從前々方抱置候在所之儀、弥裁判不可有相違候、猶兩人  
可申聞候、謹言、

十二月十四日

輝元（花押）

(11) 「(墨引) 服部二郎左衛門尉殿 輝元」

服部就久と生田就光が石見銀山代官であつた可能性が高いことについて、すでに長谷川博史「毛利氏支配下における石見銀山の居住者たち」(科学研究費補助金基盤研究B「研究代表者 池亭」研究成果報告書『中近世移行期における鉱山開発と地域社会の変容に関する研究』二〇一〇年)においても指摘したところである。

(12) 永禄十二年正月二十一日七郎大夫譲状(坪内家文書)『大社町史史料編 古代・中世』(一六七〇)以下『大社』と略す)によつて、この数年前より「生田殿様」が「越峰ノ七郎大夫」との間で御供宿契約

を結んでいたことがわかり、生田就光が自ら杵築との間を行き来していたことを窺わせている。

(13) 高田京子「近世期芸北地方における商品輸送機構の変質過程」『芸備地方史研究』一六一、一九八七年)。

(14) 川村博忠「豊臣政権下毛利氏領国時代の石見国絵図」(『歴史地理学』四八一五、二〇〇六年)。「くき銀山」の記載や建物の描写については、中村唯史氏が指摘されている(平成二十一年度 島根県事業石見銀山関連講座1「銀山遺跡『久喜・大林』を探る」(於出羽公民館))。

(15) 系譜上において、後の福井景吉と同一人物とされている福井源十郎は、次の史料によって、実際に武田氏配下にあつたことを確認できる。

於今度戸坂要害落居之場頃討捕之条、誠忠節無比類候、弥於尙後抽粉骨  
者可為神妙者也。

天文九年  
四月廿日

武田  
光和  
判

福井源十郎殿

(『新裁軍記』福井十郎兵衛信之家証文)

(16) たとえば、永禄十年二月十七日毛利元就家臣連署書状(「佐草家文書」〔大社〕一六二五)に、署判者の一人として「福井出雲守景吉」が見られる。

(17) 毛利元就は、天文十年(一五四一)の安芸武田氏の滅亡後、大内義隆から緑井・温井・原郷内・矢賀・中山などを預けられ(『毛利家文書』二五八)、天文二十一年に大内義長政権から安・中洲・山本・長束・北庄・温科・馬木・筒瀬・大塚などを与えられた(『毛利家文書』二六一・二六二)。

(18) たとえば、弘治三年の毛利元就自筆書状(『毛利家文書』四〇一)において、「佐東之事ハ当家隠居分たるへく候く、然問、まるめ候て置度事にて候く」と述べている。

(19) 岸田裕之「毛利元就直轄領佐東の研究」(『大名領国の経済構造』二〇〇〇年)。

(20) 河合正治「瀬戸内海史上における巣島合戦」(『軍事史学』4)一九六六、『中世武家社会の研究』一九七三年)。

(21) 秋山伸隆「堀立家証文写」について(『内海文化研究紀要』一六、一九八八年)、岸田裕之「大名領国下における赤間関支配と問丸役佐甲氏」(『大名領国の経済構造』二〇〇一年、初出一九八八年)。

(22) 永禄四年十一月十一日尼子義久袖判奉行人連署奉書(『鰐淵寺文書』〔大社〕一四三八)に「就渡辺重兵衛逐毫、彼跡職目賀田新兵衛尉

被遣候之処、御寺領分直江之内菅沢名四分壱之庶子分・三崎原五斗蔵屋敷、共ニ雖競望候」とある。永禄十三年七月二十八日毛利元就・同

輝元袖判鰐淵寺徒書(『鰐淵寺文書』〔大社〕一七五一)には「渡辺彦五郎」、天正一年間の十月二十五日口羽通良書状(『鰐淵寺文書』〔大社〕一八六一)では、直江之内に「渡辺左衛門尉」抱分があると記されており、渡辺十兵衛尉の後継者が引き続き存続したものと推測される。渡辺左衛門尉は、天正八年に杵築商人の石田四郎左衛門尉から徳政免除要求の仲介、助力を求められた事実がある(『坪内家文書』〔大社〕一九九五)。

(23) 荒木清一「毛利氏の北九州経略と国人領主の動向」(『九州史学』九八、一九九〇年)。

(24) 島根県立図書館影写本「千家家文書」。

(25) 永禄十年二月十七日井上就重他三名連署書状(『佐草家文書』〔大社〕一六二五)。

(26) 島根県立図書館影写本「岩屋寺文書」。

(27) 立正大学所蔵「岡垣家文書」(『大社』一六二三)。

(28) 永禄四年十月二十七日尼子義久袖判奉行人連署奉書(『日御崎神社文書』〔大社〕一四三六)、永禄六年五月二十三日尼子義久袖判奉行人連署副状(『日御崎神社文書』〔大社〕一五〇二)などの史料によれば、「近年」になつて「北国舟」が、宇龍浦に着岸しはじめたと記されている。

(29) 以下の記述は、長谷川博史「中世都市杵築の発展と大名権力」(『戦国大名尼子氏の研究』二〇〇〇年)、同「日本地図から見た十六世紀の中国地域」(岸田裕之編『中国地域と対外関係』二〇〇三年)、同「十六世紀における西日本海域の構造転換」(矢田俊文・工藤清泰編『日本海域歴史大系 中世篇』二〇〇五年)、同「戦国期西国の大名権力と東アジア」(『日本史研究』五一九、二〇〇五年)による。

(30) 原慶三氏の御教示によれば、島根県立図書館所蔵「玉作湯神社由緒書」(寺社史料130)所収の永禄十年九月多倍神社棟札銘に、熊谷広実(毛利氏の高櫓城督)の代官の一人として、藤原朝臣服部次郎左衛門尉就久の名が記されている。多倍神社(現出雲市佐田町反辺)は、尼子氏時代に本城常光が城主であつた須佐高櫓城の膝下に位置しており、出雲国へ侵攻し本城氏を討滅した毛利氏が、本城氏旧領の支配を引き継ぐために、本城氏旧臣の服部就久に実務的な役割を果たさせた時期があつたことを示している。

(31)

永禄五年と思われる八月七日小田就宗書状（朝山家文書）は、毛利氏が朝山郷に対して三十人の陣夫供出を求めたものであるが、朝山郷公文三名が主張する二十人供出案を却下した根拠として、石橋氏による詳細な現地調査の結果であると述べている。この石橋氏は、永禄五年六月に佐波興連から「雲州商人司」に任じられ、「塙治・朝山司」を安堵された石橋新左衛門尉（「石橋家文書」）である可能性が高い。また小田就宗は、毛利元就の家臣である。以上の諸点については、岸田裕之「大名領国下における杵築相物親方坪内氏の性格と動向」（『大名領国の経済構造』二〇〇一年、初出一九八九年）に詳しい。

(32) 矢田兼貞は、杵築大社領の神門郡稻岡郷に本拠をもち、門前町杵築では上層部を構成したが、「郡夫」徵発に携わったほか、毛利氏による天正七年出雲国一国徳政令に際して、現地における実務執行を担つた。

(33) 岸田裕之「大名領国下における杵築相物親方坪内氏の性格と動向」（『大名領国の経済構造』二〇〇一年、初出一九八九年）、秋山伸隆「戦国大名毛利氏の石見銀山支配」（岸田裕之「中国地域と対外関係」二〇〇三年）、本多博之「毛利元就の温泉津支配と輝元の繼承」（『日本歴史』七四三、二〇一〇年）。

(34) 「寛文造営日記」（佐草家文書）寛文五年八月七日条、文禄二年二月二十日佐世元嘉書状写（佐草家文書）『大社』二三七六など。

(35) 萩博物館所蔵「田中家文書」（山口県史 史料編 中世3）による。

「上（毛利元就）」の「中間与次郎」は、尼子氏との戦争において、鉄炮衆として富田城麓で戦功をあげている（同二）。また、文禄四年（二五九五）九月二十八日、毛利輝元は「田中与二郎」を「四郎右衛門尉」に任じ、同じ日に田中信重を「佐渡守」に任じたと考えられる（同二四・一五）。元就の「中間与次郎」が「田中四郎右衛門尉信重」となり、信重の後継者と思われる「田中与二郎」と同時に、それぞれ「佐渡守」「四郎右衛門尉」に任じられた可能性が高い。

(36) 慶長六年三月五日北島豊孝言上状（千家家文書）『大社』二三九四）に、「然處田中四郎右衛門尉と申者罷出 指二仕、任異見二、一通を以、先当座之所無事ニ仕候」と記されている。

## 史料紹介「譜録 福井十郎兵衛信之」

### 凡例

一、山口県文書館所蔵「毛利家文庫」二三「譜録」に収められている、「福井十郎兵衛信之」家伝來文書（元信・就信代）を、翻刻する。

二、配列は原典のままとし、文書番号と文書名を付した。

三、助詞の江・茂・者・与については原形に従つた。

四、参考のために、他の写などによる刊本が存在するものについては、文書名の下に〔※〕で示した。『広島県史 古代中世資料編V』については、「広島県史V」と略記して同書の文書番号を付記した。

五、判読できない文字のうち、字形のわかるものは作字によって示し、字形のわからないものは□で示した。

### 〔表紙〕 譜録 略系并傳書

### 御判物御奉書寫

### 〔表紙〕 略系傳書御判物御奉書寫『傳御書寫相濟大兩處』

### 〔佐世組〕

### 福井十郎兵衛

福井十郎兵衛信之  
姓源本名武田後  
以在名号福井氏

清和天皇廿一代之後胤武田次郎信通長男

六郎 豊後守

母 不知

妻 不知

死去年月日行年不知

始ハ武田後福井氏

### 信方

福井十郎兵衛信之家  
姓源本名武田後  
以在名号福井氏

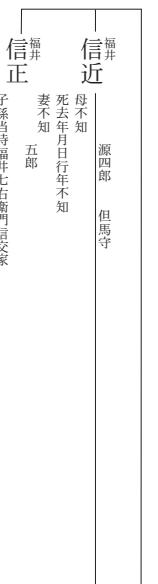
六郎 豊後守

母 不知

妻 不知

死去年月日行年不知

始ハ武田後福井氏





く、謹言、

六月廿五日

元就 御判

山縣左衛門大夫殿

元就

福井十郎兵衛殿

元就

龍山へ以前木峰五百遣候へ共、それ計八少之儀候之間、其方ニ預ケ  
候木峰を今五百、彼山へ可指籠候、油断有間敷候、謹言、

八月廿九日

元就 御判

(墨引写) 福井十郎兵衛殿

元就

## 七 毛利元就書状写

小倉新元就四郎殿

元就

福井十郎兵衛殿

千家殿御養生之趣、如何候哉、承度候、委細可承候、謹言、

六月廿九日

元就 御判

山縣采女丞 小川助右衛門丞  
内藤彦四郎

井尻右衛門丞 粟屋新右衛門尉

品川二郎左衛門尉

世良新右衛門尉

熊野帶刀左衛門尉

右衆中、福光

ヘ為番手可遣候、無油断支度干心候、今一左右可相待

候、福井十郎兵衛申聞せ候、

三月十三日

## 八 毛利元就書状写

※広島県史V 一一

至草津佐西郡伊物差出候、然者人足之儀、諸所無残申付、頓可出候、為其

四郎井上就重兵衛尉遣候條、堅固可申付候、不脱弥可有油断候、委彼者可申候、

謹言、

二月廿四日

元就 御判

山縣左衛門大夫殿

元就

(墨引写) 児玉助左衛門殿

元就

福井十郎兵衛尉殿

元就

## 九 毛利元就書状写

※閥閱錄II<sup>9</sup>福井十郎兵衛7

(墨引写) 又三人

尚々、沼田農固けいこ并彼うわのり乃儀付而、赤左・児児玉就忠三右所へ如此状

を遣候、早々從某元可差遣候く、此状披見候ハ、上をつゝミ候て、遣候やうに候く、かしく、

毛木

筒瀬

元就

御判

注文

甘人 香川領

尚々

元就

御判

注文

尚々

元就

御判

注文

## 一〇 毛利元就書状写

尚々、此方之矢、以上千にてあるべく候、

十人 三須領  
三人 遠藤領

八木

八人 戸坂領  
以上

常楽寺之家臣八屋津被召寄候、就其、人足之儀、被申候条、被成御  
合力候、被仰付御馳走肝要之旨候、恐々謹言、

五月八日

児玉三郎右衛門尉

就忠

井上四郎兵衛尉  
平佐源七郎  
就重

福井十郎兵衛殿 御番所

### 一三 毛利元就書状写

重而森脇越候、得其心候、然間ケ条之前、猶以申遣候、一日<sup>茂</sup>早々  
相調、<sup>(平佐源之)</sup>源七事ハ可罷候、何之条<sup>(茂)</sup>有無之儀、可差急候、逆此者二  
申聞候間、不能詳候、謹言、

六月十三日

元就 御判

平源  
(平佐源之)  
福井十郎兵衛尉

舟ハ到来候へ共、今之分者、いかにも水夫候ハて勝事に候、就其渡  
邊十兵衛尉ニ申付候、<sup>(小建)</sup>こす・おつふるい・ミツ・こいつの水夫之事、  
此方にハ是を頼に心得候、然処、兎哉角哉と相違候てハ千萬不可然  
候間、具山縣三郎左衛門ニハ申候、此水夫之事、速渡邊十兵衛尉  
ニ申付、同者今日中ニ到来候様ニ、可有裁判候、若今日中無到来候  
者、明日者ひる以前到来候て、舟請取候てハ不叶儀に候、可心得候、  
謹言、

二月十日

元就 御判

井上四郎兵衛尉殿  
福井十郎兵衛尉殿

### 一四 毛利元就書状写

金刻元歸陣候条、<sup>(元就書)</sup>内藏丞事、迎差出候、佐東衆悉相触可差下候、委細  
内藏丞可申候、不可有油断候、謹言、

十二月十九日

元就 御判

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿  
元就

### 一七 毛利元就書状写

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿  
元就  
某元人數之事、以注文雖申遣候、弥多人數入候間、悉以可被出候、  
此分可相触候、為此きとく申遣候、少<sup>(茂)</sup>延引候てハ、可為曲事候、  
能々可成触候、猶此者可申候、謹言、

五月十七日

元就 御判

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿  
元就

二月五日

井上四郎兵衛殿

元就 御判

### 一五 毛利元就書状写

吳々、渡十事、一時分早々待入候、

猶々申遣候、渡邊十兵衛尉事、相待候、一時分早々可越候、

一一昨日之船二艘、又小倉にて申候船二艘、以上四艘、林木之沖迄、  
治定急候哉、依此返事引手可遣候、しかと可申越候く、謹言、

一八 毛利元就書状写

兩人所へ之書状披見候、何かを申候て<sup>(茂)</sup>何事<sup>(茂)</sup>おそく候て、無曲候、  
いか様にも可差急事肝要候、委細自兩人所可申遣候、謹言、

正月廿八日

元就 御判

福井十郎兵衛尉殿

内藤内蔵丞殿

福井十郎兵衛尉殿

元就

**一九 毛利元就書状写** ※広島県史V二一

警固衆、与風可罷出儀付而、從兩人所委細可申候、堅固二申触、頓可罷立事肝要候、逆兩人書状二具申候間、不能巨細候、謹言、

六月三日

元就 御判

児玉内蔵丞殿

福井十郎兵衛殿

**二三 毛利元就書状写**

為歲暮之儀、雉子二・鰹二連到来、祝着候、委細源七郎所より可申遣候、謹言、

十二月廿七日

(墨引写) 福十

元就 御判

**二四 毛利元就書状写**

二〇 毛利元就書状写 ※広島県史V一八  
いつこの者共之事、弓・うつほ・はせう、少も無油断様に、能々可相触候、是又不可有油断候く、謹言、

五月十一日

元就 御判

児玉内蔵丞殿

福井十郎兵衛尉殿

山縣左衛門大夫殿

**二五 毛利元就書状写**

樽一・肴三色到来、令祝着候、則賞翫候、誠志之至候、猶自井四兵所可申候、謹言、

七月晦日

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

**二六 毛利元就書状写**

二六 毛利元就書状写  
兩種到来、何<sup>茂</sup>初物候、甲斐々敷可賞翫候、猶自井四兵所可申候、謹言、

五月廿六日

元就 御判

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

元就

二一 毛利元就書状写 ※広島県史V三五  
厳島よりの御久米請取候く、仍其方之事、彼是今ほど用段多候、一日もいそきく候、ひまを明候て、早々可被帰候、此等之儀、態可申遣候處、使來候間、申遣候く、可被急候く、かしく、

十月十五日

元就 御判

(墨引写) 平佐源<sup>健之</sup>七郎殿

元就

**二二 毛利元就書状写**

為音信、樽并二色送越候、殊酒一段之懇意、祝着此事候、猶自井四郎兵衛所可申候、謹言、

十一月二日

元就 御判

二七 毛利元就書状写  
(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

自福井所、兩種到来候、懇意之段、祝着之通、從其方能々可申遣候、

謹言、

二月十四日

(墨引写) 平佐源七郎殿

元就 御判

元就

可申候、恐々謹言、  
八月廿九日

(墨引写) 児玉内藏丞殿

元就 御判

元就

## 二八 毛利元就書状写

為音信、樽肴送越候、則賞翫候、祝着至候く、謹言、

八月十日

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

元就

## 三〇 某(毛利元就)書状断簡写

※広島県史V三九

此状之趣、能々分別候へく候、

急度申遣候、山かた上越事、罷立候へと申つれ共、備中口之儀付而、於爰元令一談合候程に、明後廿八日、早々如此方可罷立候、馳走肝要候、桜尾へも此由申遣候、某元へも相尋儀候ハ、此分可申遣候、

一惣之佐東衆ハ、明後日者、先立間敷候、一日<sup>茂</sup>徒二逗留候へハ、人數などを返し造作にても候程に、明後日其方ハかり先々罷立、<sup>(原玉)</sup>就方所より轄而左右を可申聞之由、福井所へ相触候へと可申付候、為此きとく

此先御文体切テ無御座候、何れへ相当候哉、不相知、

## 三一 毛利元就書状写

※広島県史V二九

則可打出候間、佐東衆用意肝要候く、能々可相触候、猶委細此者

## 二九 毛利元就書状写

其方之事、用段候条、此者同道候而、一夜歸可被越候く、謹言、

九月廿四日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

元就

## 三三 毛利元就書状写

※広島県史V三六

就<sup>(佐東部)</sup>祇園作事、氣遣辛勞無申計候く、猶此者可申与候、謹言、

十月十九日

福井十郎兵衛尉殿  
小倉新四郎殿

井上四郎兵衛尉殿

元就 御判

元就

## 三四 毛利元就書状写

就水夫兵糧之儀、杵築<sup>(江門市)</sup>可申遣事肝要候、福井所へ可申遣候、謹言、

十月三日

福井十郎兵衛尉殿  
井上四郎兵衛尉殿

元就 御判

元就

## 三五 毛利元就書状写

尚々、今明日中差越候様、短息肝要候く、

昨日兩三人罷越候、舟引越之儀、輒之由申候条、何より以肝要候、

今日ハ風吹候間、外海より河口へまし計成間敷候哉、涯分可差急事肝心候、いつ比河口江引付候する哉、此左右しかと聞候て、此方よりも引手可差遣候、此儀はたと為聞澄、此者遣候間、くわしく可申越候、然者舟引手可差出候条、委細此者可申候、謹言、

正月晦日

元就 御判

福井十郎兵衛尉殿  
三吉九郎右衛門尉殿

三六 毛利元就書状写

※広島県史V三一

尚々、急度別而立願之儀候間、此分候、  
巖島御湯立之儀付而、申遣候、可成其調候、名代之儀者、勝樂寺祇  
園坊之間可申付候、委細從与次郎所可申候、謹言、

九月三日

元就 御判

井上四郎兵衛尉殿  
福井十郎兵衛尉殿

三七 毛利元就書状写

※広島県史V四

に合點させ候て、其方儀者爰許可被越候、不可有油断候、  
一如此使をかへ候儀を、元澄所へも申遣候間、此状相届申理候て、  
可被帰計肝要候、

一一万田所へハ、先送物計之調たるへく候、太刀已下者、重而一万  
田罷着之由左右候ハ、可持せ遣候、上使への万疋可調置候く、  
謹言、

二月二日

元就 御判

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

三八 毛利元就書状写

至其表、北國舟数多着津之由候、就其委細從井四兵井と並び所可申候、堅固

井と並び

四一 毛利元就書状写

※広島県史V三七

御状之通意得申候、就其福井を先刻遣候、明日是非之可有左右候条、  
可申候く、自是可申候を御待候而、手宗所へ者可被仰候々々、明  
日福井福井と並び可有左右候く、かしく、

(墨引写) 元春吉川 まいの御返申給へ

右馬元就

四二 毛利元就書状写

※広島県史V三七

就警固之儀申遣候、各中二能々可相触候、委細九郎右衛門尉可申候、  
謹言、

十月十九日

元就 御判

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿  
山縣左衛門大夫殿

元就

四三 毛利元就書状写

※広島県史V三七

三九 毛利元就書状写

※広島県史V三

下警固佐西郡此月相佐西郡ニ可相勤之由、従大野注進候、佐東衆可相触候、先兩  
人一人草津江罷出可相催候、猶兩人所より可申候、謹言、

弘治元年七月廿四日

元就 御判

福井十郎兵衛殿

山縣左衛門大夫殿

可申付事肝要候く、謹言、

六月廿一日

元就 御判

福井十郎兵衛殿  
藏田弥十郎殿

垂井久兵衛尉 失

小田助五郎

打明木工允

其外衆二人はかり加之、

元就公 御判

福井 まいる

四三 毛利元就書状写 ※広島県史V二八

尚々、内藤宗兵衛尉、各召具候ハヽ、可罷越候ヽ、  
其表夫丸之事、かたく申付、早々可出候ヽ、猶此者可申候、恐々  
謹言、

八月二日

福井十郎兵衛殿

元就 御判

四四 毛利元就書状写 ※広島県史V一九

就祇園能之儀、以児玉二郎右衛門各申聞候、定能之師有間數候之条、  
宮へ師之事やとひ候へと申候つれ共、爰元之能十四日ニ相調候者、  
旧井を某元へ可遣候、然者某元之衆各稽古候而、出来次第ニ仕候、  
來月中ニたに調候者可然候、此等之趣皆々申合、可成其心得事可為  
肝要候、吳々爰元之能、明隙候者、旧井事某元へ可遣候間、涯分申  
合、可相調候、為此重而可申遣候ヽ、謹言、

五月廿六日

児玉内蔵丞殿

福井十郎兵衛尉殿

元就

元就 御判

四八 毛利元就書状写

渡邊十兵衛尉申付候水夫五十人之事、明日早々爰許へ差越候へと、  
堅十兵衛尉ニ可申聞候、油断候てハ不可然候、能々可申達候、謹言、  
就彼間之儀、以此者申聞候、可然可仕分候、於旨儀者此者可申聞候、

謹言、

五月十七日

元就 御判

福井十郎兵衛尉殿

元就

四六 毛利元就書状写 ※広島県史V一六

児玉内蔵丞殿

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

山縣左衛門大夫殿

某許衆此方へ可罷越儀付而、此者遣候、得其心可申触候、猶此者可

申候、謹言、

卯月十三日

元就 御判

四七 毛利元就書状写 ※広島県史V八

尚々、まくの事、是又此者可申候、  
四まいほ・五まいほマツマツの之舟之儀付而、重而此者遣候、左様に可成事  
にて候ハヽ、可調候、不成事にて候ハヽ、不苦候、何も此者可申候、  
早々可返越候、謹言、

二月一日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

内藤内蔵丞殿

三吉九郎右衛門尉殿

元就 御判

**四五 毛利元就書状写**

(佐智郡)表替之儀、無油断可申付儀肝要候、猶此者可申候、謹言、

九月廿七日 元就 御判

福井十郎兵衛尉殿

七月晦日 元就 御判

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

**五四 毛利元就書状写**

就繩之儀、此者遣候、頓可申付事肝要候、油断有間敷候、猶此者可申候、謹言、

申候、謹言、

申候、謹言、

申候、謹言、

福井十郎兵衛尉殿

**五〇 毛利元就書状写**

當浦船之儀、此者遣候、足置候船之儀しるし候て、此者ニ可申越候、  
猶四郎兵衛尉所より可申候、謹言、

七月廿九日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

卯月十五日 元就 御判

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

**五一 毛利元就書状写**

就用段此者遣候、能々分別候て可申越候、為談合申遣候、謹言、

七月十一日

元就 御判

三月十一日 元就 御判

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

**五六 毛利元就書状写**

※広島県史 V 一三  
(玖珂郡)

山代児玉内蔵丞所への状、某元之中間衆にて急ニ持せ可遣候、少も延引候て、曲事たるへく候、謹言、

五月十六日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

**五二 毛利元就書状写**

就彼御祭之儀、以此者申遣候、委細可申候、内儀相尋、具申越、可成其心得候、謹言、

二月十九日

元就 御判

五七 毛利元就書状写

某元爰許之衆、於佐波急度指遣候、然間十八九両日中、至爰元罷着

候様、可相触候、猶三戸市之允可申候、謹言、

五月十六日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

**五三 毛利元就書状写**

此又左衛門尉差遣候条、委細申含候、猶從兩人所可申候、可成其心得候、謹言、

卯月十五日

元就 御判

五八 毛利元就書状写

千家殿江所用候而、多門坊まいらせ候、案内者候て可取成事肝要候、謹言、

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

卯月九日

福井十郎兵衛尉殿

二月廿八日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

**五九 毛利元就書状写**

千家殿養性如何候哉、ちともしかくとも候ハすは、其方所より申越候へ、別而使者を可進之由申遣候つる、其後不申越候間、さてハ能候哉と油断候、乍去餘聞度候而、其方所迄人を遣候、可申越候、謹言、

六月廿二日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

**六三 毛利元就書状写**

千家殿江為家督礼、源七郎遣候、可取成事肝要候、仍就人質之儀、就彼間之儀、此者遣候、千家殿・北嶋殿へ能々可申分事肝要候、猶自井上四郎兵衛尉所可申候、謹言、

九月十三日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

**六四 毛利元就書状写**

千家殿江為家督礼、源七郎遣候、可取成事肝要候、仍就人質之儀、委細此者可申候、小田母談合候而可相調事專要候、猶源七郎可申候、謹言、

六月七日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

**六一 毛利元就書状写**

※広島県史V六

猶々、林対馬事、樽肴兵糧もたせ候、早々可取越事肝要候、是又具之儀、自四兵所可申候、

今度人夫為可申付、其風返置候、誠辛勞之至悅入候、雖然吉田<sup>(高田郡)</sup>へハ

一万田上間敷之由候間、持夫入間敷候哉、桜尾<sup>(佐西郡)</sup>へ早々尋遣候、於其

儀者急々爰元可被罷上候、猶自四郎兵衛尉所可申候、謹言、

三月廿三日

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

六五 毛利元就書状写

※広島県史V一〇

宮嶋重而掃除之儀二付而、申遣候、佐東郡之儀、不殘堅申付可差渡候、於旨儀者内蔵丞可申候、別而可申付候、油断有間敷候、謹言、

二月十九日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

**六六 毛利元就書状写**

※広島県史V二六

就彼儀、兩人遣候、申合諸村相極肝要候、委細兩人可申候、謹言、

七月二日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

**六二 毛利元就書状写**

彼是委細以三戸東市允申遣候、得其心、具可申越事肝要候、此者任口上候間、不能詳候、謹言、

六七 毛利元就書状写

※広島県史V一四

來二日三日二下口罷出候、如前々諸郷追立之儀、馳走候様可申付事  
肝要候、猶小田助五郎申聞候、可成其心得候、万事不可油断候、謹  
言、

三月廿八日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

三月廿八日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

七二 毛利元就書状写

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

申聞儀候而、此者遣候、委細自兩人所可申候間、不能詳候、謹言、

三月廿二日

元就 御判

六八 毛利元就書状写

高橋使僧送之儀付而、委細自左衛門大夫所可申候、早速可申付事肝  
要候、謹言、

八月廿九日

杵築にて

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

七三 毛利元就書状写

金山夫丸之儀付而、此者申含候、委細可申候、心得候へく候、猶委  
細次郎右衛門尉可申候、謹言、

九月廿二日

元就 御判

六九 毛利元就書状写

※広島県史V三二

多門山二番匠入事候、大工小工申付候て、山かた左衛門大夫二付候  
て、早々可遣候、油断間敷候、謹言、

九月六日

元就 御判

福井十郎兵衛尉殿

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

七四 毛利元就書状写

※広島県史V二七

其表陳触之事、少も油断有間敷候、為其此者遣候、謹言、

七月廿九日

元就 御判

福井十郎兵衛尉殿

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

七〇 毛利元就書状写

※秋鹿郡

三月会御祭入目として、黄金一枚遣候、慥請取、兩国造・本願へ申  
候て、可相調事肝要候、猶此者可申候、謹言、

二月廿五日

元就 御判

福井十郎兵衛尉殿

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

七五 毛利元就書状写

※秋鹿郡

尚々、兩国造殿へ可為心得候、

一筆申遣候、用段之儀候間、兩三人遣候、同前ニ心付氣遣肝要候、  
委細小田縫殿就定助可申候、謹言、

八月二日

元就 御判

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

七一 毛利元就書状写

井上就重

就佐陀御祭礼調物之儀、自四郎兵衛尉所可申遣候、可相調事肝要候  
く、謹言、

七月廿五日

元就 御判

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

七六 毛利元就書状写

為名代、南徳院社參候、十二貫之御神樂にて候へく候、其調肝要候、

元就 御判

猶此僧可被申候、謹言、

八月十五日

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

元就

七七 毛利元就書状写 ※広島県史V一五  
就下口出張之儀、萬用段之事候間、早々爰元可罷上候、彼是用之儀候、猶此不可有曲候、猶委細從兩人所可申候、謹言、

卯月二日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

元就

七八 毛利元就書状写

就用段爰元可罷越之由申遣候つ、定雖油断有間敷候、尚以申遣候、

可罷越候、為此申遣候、謹言、

九月九日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

元就

七九 毛利元就書状写

小田助五郎事、所勞候而、爰許不罷越候由候、于今其分二候哉、少能候ハヽ、早々可罷越由可申届候ヽ、謹言、

三月廿日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

元就

八三 毛利元就書状写

児玉新五郎事、申遣候、委細尾崎新五兵衛尉可申候、謹言、  
於宮嶋千部經之儀付而、某元經衆之事申遣候、伴長樂寺、又者勝樂寺・祇園坊・正觀寺、其外符(佐東郡)中矢賀聖道衆、堅相触候而、來十七日、至宮嶋渡海候様に可申付候、為其申遣候、謹言、

六月五日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

元就

八四 毛利元就書状写

※広島県史V三三  
又申遣候、其方之事、於某元、種々様々辛勞氣遣無申計候、祝着千

度可相調事肝要候、謹言、  
福井十郎兵衛尉殿  
正月十五日

元就 御判

元就

八〇 毛利元就書状写

※広島県史V七  
就嚴島(江名代之儀、<sup>井上義重</sup>)、委細從井四兵所可申候、無油断申付、御湯立急

度可相調事肝要候、謹言、

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

元就

八五 毛利元就書状写

※広島県史V二三  
山縣左衛門大夫殿  
福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

元就

八一 毛利元就書状写 ※広島県史V二四

其方事、某元御祭礼過候者、十六七日ニ早々可罷上候、彼是用之儀候、猶此者可申候、謹言、

六月十二日

福井十郎兵衛尉殿

元就 御判

元就

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿 元就

此者急用之儀候而、重而吉見へ遣候、夫丸一人之儀、何と様にも申付、明日立候様に裁判たのミ入候く、猶從平源所可申候、謹言、

六月九日

元就 御判 元就

九〇 毛利元就書状写 ※広島県史V四七  
至厳島、名代指渡、御久米・御湯初花、則到来候、頂戴候、祝着之

福井出雲守殿

二月九日

元就 御判 元就

八六 毛利元就書状写 ※広島県史V一二

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿 元就

豊後江飛脚之儀付而、從兩人所可申遣候、何と様にも可申付事肝要

候く、謹言、

三月九日

元就 御判 元就

八七 毛利元就書状写 ※広島県史V三〇

猶々申遣候、内蔵允所江之状、早々可指遣事肝要候、龍山置兵糧か

いたて板かめなど相調可差遣儀付而、児玉二郎右衛門尉所江も状遣候、何もく早々可申付事肝要候、謹言、

八月廿九日

元就 御判 元就

福井十郎兵衛尉殿

八八 毛利元就書状写

此者申聞儀候、以内儀鬼治<sup>鬼村</sup>一申候て、義広<sup>千家</sup>可伺候、迎口上申含候

間、不能詳候、謹言、

八月四日

元就 御判 元就

福井十郎兵衛尉殿

八九 毛利元就書状写

太刀結構二出来候て、祝着候、猶重而可申遣候、恐々謹言、

七月十一日

元就 御判 元就

(墨引写) 福井出雲守殿

元就

九四 毛利元就書状写 ※広島県史V四八

九一 毛利元就書状写 ※広島県史V四九  
当月祇園御祭礼、諸事相調候、尤可然候、其方辛勞喜悅候、猶自但馬守所可申候、謹言、

(墨引写) 福井出雲守殿 元就

六月十七日

元就 御判 元就

九二 毛利元就書状写

※大社町史史料編一五五六  
御札拝見候、抑万句之儀、一昨日十八、以吉日成就之由、誠大慶

尤目出候、御洗米給候、頂戴令満足候、殊兩種送給候、祝着之至候、猶重々可申候、恐々謹言、

卯月廿日

元就 御判 元就

大社

本願坊 尊報

福井出雲守殿

九三 毛利元就書状写

※広島県史V四六  
態申遣候、來十一日、嚴島へ舞樂參せ候、各越候儀可申付候、同代

物之事、速可相渡事肝要候、猶委細從但馬守所可申候、謹言、

正月六日

元就 御判 元就

(墨引写) 福井出雲守殿

元就

(墨引写) 福井出雲守殿

元就

(墨引写) 福井出雲守殿

元就

就爰許普請之儀、曾木以下送等之事、裁判候て則指上候、辛勞之段  
祝着候、能程相調候間、弥申付可送上事肝要候、猶從井但(井上就重)所可申候、  
謹言、

四月十六日

元就 御判

九五 毛利元就書状写

もと就

隆元 御判

(墨引写) 但馬守殿

もと就 謹言、

自福出所 大角豆一目籠越候、喜悅之通可申遣候く、謹言、

六月七日

もと就 御判

九六 毛利元就書状写

※大社町史史料編一五四五  
九六 大社町史史料編一五四五

萬句(万葉集卷六)從朔日之相始之由候、就其御洗米并御酒初穗送被越候、令頂戴  
尤目出候、各馳走之由祝着候、何も自是可申候、恐々謹言、

卯月三日

元就 御判

大庭圖書允殿

福井出雲守殿

九七 毛利元就書状写

鯉三喉・鯰二到来、一段之見事候、懇意祝着之至候、則可賞翫候  
く、謹言、

卯月四日

元就 御判

(墨引写) 福井出雲守殿

元就

九八 毛利元就書状写

白鳥(ホウトキ)一到来候、誠見事候、懇志祝着候、猶從四兵(井上就重)所可申候、  
尚々、一段見事候、祝着此事候く、謹言、

十月十日

元就 御判

※閥閱錄遺漏2-4 &lt;近藤登一郎所持之分&gt;

一〇一 毛利隆元書状写

爰元為音信、鯉五喉并一色送越候、祝着之至候、猶与十郎(栗屋元種)所より可  
申候、謹言、

七月廿三日

隆元 御判

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

隆元

二到来、爰許珍敷候、芳情之儀候、謹言、

七月十三日

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

隆元 御判

つる繪之儀申聞之處、態をこし候、軽而写させ候て可返候、持目籠  
此間そめ革之儀申遣候之処、則時到来祝着一人候、毎事無心之儀候、  
謹言、

六月廿六日

隆元 御判

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

隆元

九九 毛利隆元書状写

児玉助左衛門尉所へ板百枚、従吉和着候由候、然者楯二可申付候、  
福井所へ番匠事雇候て、急度相調候様、兩人所へ懇二可申遣候、弥  
助左衛門馳走候てくれ候へと、其方所申候、能々可申遣候、謹言、

三月十八日

(墨引写) 栗屋宗(就秀)兵衛尉殿

隆元 御判

九九 毛利隆元書状写

児玉助左衛門尉所へ板百枚、従吉和着候由候、然者楯二可申付候、  
福井所へ番匠事雇候て、急度相調候様、兩人所へ懇二可申遣候、弥  
助左衛門馳走候てくれ候へと、其方所申候、能々可申遣候、謹言、

児玉助左衛門尉所へ板百枚、従吉和着候由候、然者楯二可申付候、  
福井所へ番匠事雇候て、急度相調候様、兩人所へ懇二可申遣候、弥  
助左衛門馳走候てくれ候へと、其方所申候、能々可申遣候、謹言、

## 一〇三 毛利隆元書状写

彼板甘枚、早々送越候、祝着候、委細猶<sup>(栗原元種)</sup>從与十郎所可申候、謹言、

望候、尚此者可申候、恐々謹言、  
五月廿四日

元春 御判

七月廿六日

隆元

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

治部少輔

元春

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

隆元

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿 進之候

元春

## 一〇四 毛利幸鶴丸(輝元)書状写

※広島県史V五

御上使、至爰許、被成御上候、至某元可有御通候間、何篇馳走可為  
祝着候、為御迎粟屋孫次郎<sup>(元真)</sup>差渡候條、申談、萬事可然様可相調候義  
頼入候、猶自各所可申候、謹言、

二月九日

福井十郎兵衛尉殿

幸鶴 御判

其以後者、依無題目、相過候、此境無事之儀候、仍珍候一色遙々被  
送越候、御志之至祝着候、尚上之節可申候、恐々謹言、  
六月五日

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿 進之候

隆景 御判

## 一〇八 小早川隆景書状写

※広島県史V四五

觀<sup>(宗節)</sup>世大夫下向付、能申付候、舞臺之板、其表より取越候、馳走可為  
祝着候、猶各所より可申遣候、謹言、

十月十一日

山縣左衛門大夫殿

輝元 御判

誠改年之慶事、珍重候物、種々送給候、毎事御懇切、難述紙面候、  
其以後者、従是社無音相過候処、不被差措御芳志喜悅候、尚井上<sup>(春忠)</sup>又  
右衛門尉可申候、恐々謹言、

二月十七日

福井十郎兵衛尉殿 進之候

隆景 御判

## 一〇九 小早川隆景書状写

※広島県史V四三

一〇六 毛利輝元書状写 ※広島県史V五〇  
此座當、<sup>(佐東郡)</sup>従津和野上候、令對面差下候、自其元、桂少輔<sup>(佐繩)</sup>五郎所まで、  
可送付候、能々馳走可為祝着候、謹言、

十二月三日

福井出雲守殿

輝元 御判

幸便之条企一書候、寔其以後者令無音候、非本意候、<sup>(佐東郡)</sup>弘護寺逗留中  
者、別而御懇切之儀共候、以使者可申入心中にて兎角打過候、必近  
日懇可申述候條、不能一二候、恐々謹言、

六月十二日

福井十郎兵衛尉殿 進之候

隆景 御判

## 一一 小早川隆景書状写

※広島県史V四二

於去々年久地籠を千、吉貝所望申候処、御方御越候て、被切之由候、  
軀而此方可取越之処、兎角打過候、只今此者二渡れ候ハヽ、可為本

為改年之慶祥、兩種送給候、祝着之至候、至伺<sup>(佐東郡)</sup>從是一色進之候、誠  
補賀慶計候、猶期永日全無可申述候、恐々謹言、

正月十八日

福井十郎兵衛尉殿 御報

隆景 御判

一一五 毛利輝元官途書出写

任 十郎兵衛尉

輝元 御判

天正三年十二月廿一日 福井源四郎殿

輝元 御判

一一二 小早川隆景書状写  
就小船借用之儀、委細從兩人所可申候、每事御六かしなから御裁判  
可為祝着候、恐々謹言、

卯月廿五日

(墨引写) 福井出雲守殿 まいり

隆景 御判

慶長拾八年十二月朔日 福井十郎兵衛尉殿

輝元公 御判

一一三 吉川元春・小早川隆景連署書状写 ※広島県史V四四  
就千部經之儀、委細從各可有談合候、急度相調候様、短息肝要候

く、恐々謹言、  
二月十九日

隆景 御判

一一七 毛利元就書状写  
(墨引写) 左衛門大夫殿  
元春 御判

今一人者以切不見

支配之事、此節申付候ハて、不相叶儀候、然處福井事もうき候て可  
打過候哉、さ候てハせうしにて、能々被申遣候て可然候く、恐々  
謹言、

正月廿三日

元就

元就 御判

以上百十五通

福井出雲守就信代御判物写

一一四 毛利元就加冠状写

加冠

永禄六年七月五日

元就 御判

福井源四郎殿

一一九 毛利元就書状写

鯉二喉到来候、一段見事候、纏而可賞翫候、猶但馬守所可申候、恐々

一一八 毛利元就書状写 ※広島県史V五一

当月御祭礼之儀付而申越候、神事能之儀、宮衆<sup>江</sup>書状遣可申之由候  
条、則棚方其外へ状遣候、以此旨何と様ニ茂<sup>井上就重</sup>其方短息候て可相調事  
肝要候、委細自但馬守所可申候、恐々謹言、

六月七日

元就 御判

福井源四郎殿

<p><b>一〇 毛利元就書状写</b></p> <p>鯉五喉到来候、一段驚目候、令祝着候く、謹言、</p> <p>五月三日</p> <p>(墨引写) 福井源四郎殿</p>	<p>元就 御判</p> <p>元就</p>	<p><b>一五 毛利元就書状写</b></p> <p>鯉二喉到来候、祝着之至候、則賞翫候、猶從助左衛門所可申候、謹言、</p> <p>五月九日</p> <p>(墨引写) 福井源四郎殿</p>	<p>元就 御判</p> <p>元就</p>
<p><b>一一 毛利元就書状写</b></p> <p>茄子瓜到来候、則賞翫候、爰許初にて候、志之至候、委細從新三郎所可申候、謹言、</p> <p>六月一日</p> <p>福井源四郎殿</p>	<p>元就 御判</p> <p>元就</p>	<p><b>一六 毛利元就書状写</b></p> <p>鯉五喉到来、則賞翫候、祝着之至候、猶從<sup>(井上就重)</sup>但馬守所可申候、謹言、</p> <p>三月二日</p> <p>(墨引写) 福井源四郎殿</p>	<p>元就 御判</p> <p>元就</p>
<p><b>一二 毛利元就書状写</b></p> <p>為音信、櫻、殊鯉、到来候、則令賞翫候、懇之至、祝着候にて候へく、猶自但馬所可申候、謹言、</p> <p>七月十六日</p> <p>福井源四郎殿</p>	<p>元就 御判</p> <p>元就</p>	<p><b>一七 毛利輝元書状写</b></p> <p>鯉二送越候、喜悅候、委細從門左所可申聞候、謹言、</p> <p>七月廿六日</p> <p>(墨引写) 福井源四郎殿</p>	<p>輝元 御判</p> <p>輝元</p>
<p><b>一三 毛利元就書状写</b></p> <p>鯉二喉到来候、則賞翫候、芳情之至祝着候、猶重々可申遣候、謹言、</p> <p>六月廿日</p> <p>(墨引写) 福井源四郎殿</p>	<p>元就 御判</p> <p>元就</p>	<p><b>一八 毛利輝元書状写</b></p> <p>鯉三喉送越候、誠祝着之至候、猶從<sup>(井上就重)</sup>井但所可申聞候、謹言、</p> <p>三月一日</p> <p>(墨引写) 福井源四郎殿</p>	<p>輝元 御判</p> <p>輝元</p>
<p><b>一四 毛利元就書状写</b></p> <p>鯉三喉送越候、懇志喜悅候く、謹言、</p> <p>三月六日</p>			

(墨引写) 福井源四郎殿

輝元

(天正二年)  
閏十一月十四日  
福井源四郎殿

輝元 御判

一三〇 毛利輝元書状写  
 鯉二喉并鰐到来、則賞翫候、芳情祝着候、尚但馬守所より可申遣之  
 候、謹言、

三月廿三日

(墨引写) 福井源四郎殿

輝元 御判

一三一 毛利輝元書状写 ※広島県史V六一  
 至因州人足儀、委細從市允所可申候、悉触立、廿五六日比、至爰許  
 可差出候、不可有緩候、謹言、

六月十九日

福井源四郎殿

輝元 御判

一三二 毛利輝元書状写 ※広島県史V五九  
 祇園祭礼為名代此僧まいら七候、於神前懇祈肝要之由、可申聞候、  
 謹言、

六月十二日

福井源四郎殿

輝元 御判

一三六 毛利輝元書状写 ※広島県史V六七  
 急度申遣候、此注文前之衆、備前表差遣候、誠昨日可罷立候へ共、  
 若於油断者、可為曲事候間、今日曉可罷立之由、堅可申聞候、何た  
 る申分候共、承引有間敷候、謹言、

八月廿九日

(墨引写) 福井源四郎殿

輝元 御判

一三七 毛利輝元書状写 ※広島県史V六二  
 今度人足触候事、過分之儀候、就夫此者以使差遣之候、  
 申聞候間、申談、無油断可相触事肝要候、為其申遣候、謹言、

五月廿五日

福井源四郎殿

輝元 御判

輝元 御判

輝元 御判

輝元 御判

一三四 毛利輝元書状写 ※広島県史V六八  
 伴之内少庵方夫之事、如前々堅可申付候、為其捨遣之候、謹言、

福井源四郎殿

一三八 毛利輝元書状写 ※広島県史V五七  
 当祇園神事能之事、筆大夫申付候、警固并攬等之儀、其方ニ氣遣候  
 而、如毎年可調候、不足之儀候者  
 井但所迄可申越之候、児玉内蔵(児玉就里)

一三五 毛利輝元書状写 ※広島県史V六三  
 態申遣之候、草津之大材木之儀、至三入運送之事、某許家人衆悉罷  
 出、宿送二申付候間、各相触其方事罷出候て、馳走肝要候、至周防(周王)  
 守所も申遣候間、申談候而、急度各罷出、三入迄運送之事、不可有  
 緩事專一候、猶此者可申聞候、各自身罷出候て可然候、謹言、

六月廿二日

福井源四郎殿

輝元 御判

輝元 御判

六月九日

福井源四郎殿

輝元 御判

八屋津二松板候を、爰元取越度候、近比も造作之儀候へとも、人足  
五人申付、越候て可為祝着候、為此申聞候、謹言、  
(佐東郡)

卯月五日

福井源四郎殿

輝元 御判

一三九 毛利輝元書状写  
就人足儀、先度茂申聞候、只今作間遣之候、相談一両日中爰許可差  
※広島県史V六五

越候、不可有緩候、謹言、  
六月廿八日

(墨引写) 福井源四郎殿  
輝元

輝元 御判  
輝元

輝元 御判  
十二月八日

輝元 御判  
輝元

一四四 毛利輝元書状写  
※広島県史V五一

就嚴島遷宮、為警固、此注文前之者共、差渡候、堅申触、各申談可  
渡海之由、可申渡候、自爰許桂差元重渡候間、每事可申談由、可申聞候、  
謹言、  
(元龜二年)

一四〇 毛利輝元書状写  
佐東段錢并人足裁判之事、如前々少茂無相違之様、可申付候、委細  
従各可申聞候、謹言、  
六月廿二日

(墨引写) 福井源四郎殿  
輝元

輝元 御判  
輝元

(墨引写) 福井源四郎殿  
輝元

輝元 御判  
輝元

一四五 毛利輝元書状写  
※広島県史V五八 閣閣録遺漏2-4  
(大玉新右衛門藏)

(墨引写) 山縣筑後守殿  
福井源四郎殿  
輝元

輝元 御判  
輝元

一四一 毛利輝元書状写  
※広島県史V六六

舞臺之儀、三田所へ申遣之候、少延引之趣候条、所詮其方以氣遣、  
明日中相調候様、可成其心得事肝要候、猶自兩人所可申聞候、謹言、  
六月廿九日

(墨引写) 福井源四郎殿  
輝元

輝元 御判  
輝元

(墨引写) 福井源四郎殿  
輝元

輝元 御判  
輝元

一四六 毛利輝元袖判嚴島社遷宮警固衆注文写  
※広島県史V五三

不次同第  
注文  
(輝元公御判)  
福島大和守  
○香川左馬助  
○山縣筑後守  
吉原備前守  
井上越前守

福井源四郎殿

一四二 毛利輝元書状写  
態申遣之候、來十四日祇園神事能之儀、宮之者共申聞候、定可罷渡  
候條、万調之儀、無油斷可申付候、委細者自兩人所可申候、謹言、  
六月十二日

福井源四郎殿

輝元  
御判

一四三 毛利輝元書状写  
※広島県史V五五

児玉助左衛門尉  
宗近兵部丞

河田修理進  
福井源四郎

○河内左衛門尉  
新里与二郎

○林掃部助  
○元公御判

一四七 毛利輝元袖判金山城番衆注文写

※広島県史V五四

金山番衆

宗近兵部丞

河田修理進

栗屋源右衛門尉

同孫右衛門尉

相田坊

山本光明寺

六月廿六日

児玉周防守就方  
河上但馬守就重  
無判

福十兵

五月廿四日

福井十郎兵衛殿

一五二 毛利輝元書状写

※広島県史V七八

急度申遣之候、其元家人衆之儀、於支度者定而可相調候、明日<sup>(公)</sup>元孝<sup>(佐茂郎)</sup>至竹原被罷立候間、至草津、早々可罷出之通、堅申付候へく候、自然油斷候てハ不可然候、謹言、

一四八 毛利輝元書状写

態申遣候、近比辛勞之儀候へ共、今度上への祝言二、其方事、途中迄可遣候、支度肝要候く、謹言、

九月廿一日

輝元 御判

福井十郎兵衛尉殿

一四九 毛利輝元書状写

※広島県史V八四

来二日、其元迄出張候、宿之儀、依成其方所たるへく候、尚得堅兵<sup>(佐茂)</sup>此通之者

六月廿七日 福十兵

てる元 御判

日入月上  
二月廿三日

○元公御判

一五〇 毛利輝元書状写

洞春<sup>(マニ)</sup>以殿、至猿村差上之由候、此雨悉損候由申候間、早々散せ可申付候、大分之儀候間、延引候て口はた其不可有曲候、児藏所へも此由申聞、急談合候て可相調候く、謹言、

五月八日 福十兵

輝元 御判

福十兵

卯月廿四日 福井十郎兵衛殿

輝元 御判

一五一 毛利輝元書状写

※広島県史V七七

態申遣候、財満市介・小田介五郎・栗屋木工助・江山弥左衛門など子共代分際之馳走候て、差出候之様、可申聞候、此外二茂此通之者共二茂触立、来四日爰元着候様可申付候、不可有油断候、謹言、

卯月廿四日 福井十郎兵衛殿

輝元 御判

福十兵

十一月五日 福井十郎兵衛殿

輝元 御判

- 一五三 毛利輝元書状写** ※広島県史V八三  
 佐東祇園祭礼之能、相調たる由肝要候、猶從長右所可申候、謹言、  
 六月廿六日 輝元 御判  
 (墨引写) 福井十郎兵衛尉殿
- 一五四 毛利輝元書状写** ※広島県史V八四  
(佐西郡)自草津、板取越候間、其元給人并寺社家人足申付可差上之候、急候  
 間不可有緩候、委細香川彦五郎可申聞候、謹言、  
 十一月十八日 輝元 御判  
 (墨引写) 福十兵
- 一五五 毛利輝元書状写** ※広島県史V七九 閣閥遺漏大玉新右衛門藏  
 祇園能之事、如例年申付候へく候、然者彼役錢之事、無由断可申付  
 事肝要候く、謹言、  
 五月廿三日 てる元 御判  
 (墨引写) 福井十郎兵衛殿
- 一五六 毛利輝元書状写**  
 猶以注文申聞候く、  
 財満市助子代、栗屋木工助子代、其外親之死去候者共代之事、可申  
 付候、只今までハ役目等不申付候へ共、此節之儀候間、申付候、其  
 段能々申聞可差出事肝要候、為其申聞候、謹言、  
 四月二日 輝元 御判
- 一五七 毛利輝元書状写**  
(奥玉就英)上へ警固持上遣候、為催屋代嶋へ可差遣候、於様躰者、兜藏太可申  
 候条、早々可罷下候、不可有油斷候、謹言、  
 五月十三日 てる元 御判
- 一五八 毛利輝元書状写**  
(井上就選)板之儀付而、井但差下候条、彼是申談可相談事肝要二候、謹言、  
 二月十日 輝元 御判  
 (墨引写) 福井十郎兵衛尉殿
- 一五九 毛利輝元書状写**  
(墨引写)福井十郎兵衛殿  
 鯉一喉到来祝着候、一段見事候、即賞翫候、猶重而可申聞候、謹言、  
 二月廿八日 輝元 御判  
 (墨引写) 福十兵
- 一六〇 毛利輝元書状写**  
 鯉一到来、祝着候、委細自門左所可申聞候、謹言、  
 九月二日 てる元 御判  
 (墨引写) 福十兵
- 一六一 毛利輝元書状写**  
 鯉一折到来、祝着之至候、則令賞翫候、尚自是可申聞候、謹言、  
 卯月十日 輝元 御判  
 (墨引写) 福井十郎兵衛尉殿
- 一六二 毛利輝元書状写**  
 鯉三喉到来、祝着候、即可賞翫候く、謹言、  
 三月十五日 輝元 御判  
 (墨引写) 福十兵

一六三 毛利輝元書状写

鯉一折<sup>(二)</sup>送越、則賞翫候、懇志之至祝着候く、謹言、

正月卅日

輝元 御判

福十 まいり

三月六日 福十兵

輝元 御判

一六九 毛利輝元書状写

※広島県史V七八  
段錢米<sup>(佐西郡)</sup>草津着之由申候条、其方事罷越可請取事肝要候、從内与案

内者一人可相副之由申聞候、相談可差急候く、謹言、

五月十六日

輝元 御判

輝元

一六四 毛利輝元書状写

鯉一喉到来、則賞翫令祝着候、猶自与次郎所可申聞候、謹言、

七月十九日

輝元 御判

(墨引写) 福十兵

輝元

一六五 毛利輝元書状写

珍敷鯉一折到来、祝着候、則賞翫候く、謹言、

七月廿八日

輝元 御判

(墨引写) 福十兵

輝元

一六六 毛利輝元書状写

見事之鯉到来、祝着之至候、猶左馬允所より可申遣之候、謹言、

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

輝元

丹波五料人こゝもとのほられ候、中宿の儀、其方所可然候条、可令馳走候、粟屋木工可為供候間、是又可申談候、一戸衆之儀、悉供二可申付候、謹言、

正月十一日

てる元 御判

福十兵

一七〇 毛利輝元書状写

※広島県史V七〇

与州渡海之衆へ遣方之儀付而、此者差遣候条、何篇可相談事肝要候

く、謹言、

十月廿三日

輝元 御判

(墨引写) 福十兵

輝元 御判

一七一 毛利輝元書状写

※広島県史V七八  
内藤元<sup>(采)</sup>茂<sup>(案)</sup>

人夫究之儀付而、此者遣之条、早々相調候て可差上候、不可有緩候

付、此者可申候、謹言、

五月十七日

てる元 御判

一七二 毛利輝元書状写

内藤元<sup>(采)</sup>茂<sup>(案)</sup>

万部経宮仕衆、当郡二戸者共三十人相賦、來十七日嚴島可差渡候、

猶此者可申聞候、判紙遣之候、謹言、

三月一日

輝元 御判

一六八 毛利輝元書状写

※広島県史V七四

金山城誘大鋸引、彼は無緩之通祝着候、弥短息肝心候、猶自<sup>(二)</sup>宮就辰<sup>(一)</sup>太<sup>(辰)</sup>右所可申候、謹言、

福十兵

てる元 御判

## 一七三 毛利輝元書状写

材木之儀短束候而、少つゝ成共、先く可差上候、不可有緩候、い  
さい遊首座可被申候、水ニそこね候すると無異千万候く、謹言、

五月九日

福井十郎兵衛尉殿

輝元 御判

二月四日

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

輝元 御判

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

輝元

## 一七八 毛利輝元書状写

※広島県史V八六

其元残之椋板之儀、早々至忠海<sup>(豊田郡)</sup>可差出之由候条、有次第掃たく候者

可上候、舟之儀者兒周所へ申遣候間、可相談候、謹言、

八月八日

福十兵

てる元 御判

爰元之儀、來廿一日令陣替之条、其許自堪忍之者悉申付、十九日着  
候と可申付事肝要候、謹言、

三月十七日

輝元 御判

(墨引写) 福井十郎兵衛尉殿

輝元

## 一七五 毛利輝元書状写

※広島県史V六九

(墨引写) 福十兵 てる元

河野殿<sup>(通直)</sup>參会候支度樽之儀、於其元可申付候、於趣者從井但<sup>(井上就重)</sup>所可申候、

廿一日二ハこゝもと立候条、其節出来候様ニ無緩心遣肝要候く、

謹言、<sup>(天正十一年)</sup>

六月十八日

てる元 御判

六月十九日

福井十郎兵衛尉殿

てる元 御判

一七八 毛利輝元書状写 ※広島県史V八一

賀屋船<sup>(余友)</sup>に積上候米之儀、其方可請取候、猶委細從内<sup>(内藤元榮)</sup>与三所可申聞候、

謹言、<sup>(佐東郡)</sup>

六月九日

輝元 御判

一七八 毛利輝元書状写 ※広島県史V八五

(墨引写) 福十兵 輝元

謹言、

七月廿五日

山縣筑後守殿

輝元 御判

一七八 毛利輝元書状写 ※広島県史V七一

諸二戸衆、如去年差渡候条、去年之辻究事、堅固可申付候、為其申

登候、謹言、

福井十郎兵衛殿

輝元 御判

一八二 毛利輝元書状写

※広島県史V七六

頃金山普請相候由候、尤肝要候、有増之趣、福井・山縣に申聞候ハヽ、其方事者早々来儀待入候ヽ、

一注文之前、何<sub>茂</sub>承知候、弥手堅申ふれ候間、某許催専一候、其元難渋共候歟、尚々可申遣候、何之村をも無残所可相触候、児木工事をも今日之間、可參候由申付候ヽ、

一大塚之事者、渡家先年ハ不申付、在所へ遣候、然共弥申遣候ハヽ、可被仰付候者可申候、

一名科・矢賀・中山之事、是又意存候ハヽ、其趣可申聞候ヽ、尚々様躰可申越候、謹言、

一三月十九日  
（元主就方）  
児周

輝元 御判

一八三 毛利輝元書状写

※広島県史V八〇 閲閲録遺漏2-4（大玉新右衛門蔵）

元家於佐東宿所之事、福井に可申聞候、馳走肝要候ヽ、謹言、

一五月廿八日  
（井上就重）  
井但

てる元 御判

（墨引写）  
粟藏

てる元

一八四 毛利輝元書状写

（佐東部）  
金山普請、從此比相調之通、自周防守所申越之候、尤可然候、不及申聞候へ共、手堅可申付事専一候、自然難渋之所<sub>与</sub>ハ、重々注進候て、可申遣之候ヽ、謹言、
（元主就方）  
※広島県史V七五

一三月十九日  
輝元 御判

（筑後守殿）  
山縣筑後守殿

（武威）  
福井十郎兵衛殿

以上七十通

【付記】

史料の掲載にあたりお世話になつた、山口県文書館の和田秀作氏・山崎一郎氏に対し、御礼申し上げます。

# 江戸幕府巡見使への現地の対応 — 隠岐国での天保の巡見使を事例として —

藤原茂

## はじめに

江戸幕府は諸国の実情を把握するため、巡見使として全国へ三名の者を派遣した。巡見使には、大名領・幕府直轄領の両方を視察した諸国巡見使と幕府直轄領のみを視察する御領巡見使があつた。諸国巡見使は、寛永一〇年（一六三三）に第一回巡見使が実施されてから天保九年（一八三八）まで九回に及んだ。諸国巡見使の派遣は將軍の代替わりごとに行われ、各地の実情を把握することを目的としたが、將軍の權威を示すといった面もあつた。

近世の隠岐国は初期の松江藩領の時代を除き、大部分は幕府直轄領で松江藩の預り地として松江藩の支配下におかれ。慶長五年（一六〇〇）隠岐国は松江藩堀尾氏の領地となり、次いで寛永一年（一六三四）松江藩京極氏の領地となつた。寛永一五年（一六三八）松平氏が松江に入府した際、隠岐国は松江藩領から幕府直轄領となり、松江藩の預り地となつた。貞享四年（一六八七）から享保五年（一七二〇）の間、幕府直轄領で大森代官所領となつた以外は、幕府直轄地で松江藩預り地という支配体制が明治維新まで続いた。このように幕府直轄領であつたため、隠岐国へは巡見使は諸国巡見使と御領巡見使の双方が訪れた。

本論では、一、巡見使の概要、二、隠岐国を訪れた巡見使、三、隠岐国を訪れた天保巡見使、四、天保の巡見使の隠岐国での受け入れの様子を述べ、隠岐国を訪ねた巡見使の姿を明らかにしたい。

## 一 巡見使の概要

江戸幕府は、大名統制策として参勤交代の制を行つた。ここでとりあげる巡見使の諸国派遣も幕府による大名監視・観察の制度である。個々の国・地方への監視・観察については国目付の派遣も行われたが、巡見使は全国的な規模のもので、これには幕府直轄領・大

名私領を含めて巡見する諸国巡見使と、天領と呼ばれる幕府直轄領にのみ限つて巡見する御領巡見使の二種があつた。一般に巡見使という場合は諸国巡見使をいい、大巡見ともよばれた。幕府直轄領のみを巡見する場合は御領巡見使といい、小巡見ともよばれた。

諸国巡見使は、寛永一〇年（一六三三）の派遣が初回で、初回は大名と使番・書院番・小姓組の中から選ばれた三名が一組となつて、全国を六地域に分けて派遣された。二度目の寛文七年（一六六七）の時は使番と書院番小姓組から三名が選ばれ、関東を除いて全国を六地域に分けて巡見している。天和元年（一六八一）からは全国を八地域に分け、將軍の代替わりごとに巡見する形が定着し、七代家継の時代を除き、一二代家慶の時代の天保九年（一八三八）まで続いている。全国八地域の内、中国筋の組は因幡・伯耆・出雲・隱岐・石見・長門・周防・安芸・備後・備中・美作・備前の順に一二か国を廻つた。

御領巡見使の第一回は正徳二年（一七一二）で、全国の幕府直轄領を十数地域に分け、勘定・支配勘定・徒目付から選ばれた三名が巡見した。これも、延享二年（一七四五）から將軍の代替わりごとに行われ、天保九年まで続けられた。御領巡見使は諸国巡見使よりも石高は低く、供の士卒もそれぞれに一〇人かそれ以下であった。

巡見使の任務であるが、これについては「殿有院殿御實紀」寛文七年閏二月の項に次のように記されている。

公科・私領各處、市井、村里、政蹟の可否をたづね、天主教停禁の事つねにをこたりなく令するや否、并に盜賊捜索のさま、その土人にたづねとふべし、何物によらず、近年抽税を出さしむるにより、その地諸物の價騰貴し、人々艱困するや、又公の政法とかはりたる事あるや、諸物をこと處よりかひ置て、ひとりその利をむさぼるものあるや、金銀、米穀の時估をとふべし、訴状一切うけとるべからず、高札のうつし立たざる地はこのゝ

ちこれを立たしむべし、もし年經て文字見えわからるは、あらためて立しむべしとなり、巡見使を迎える側の領主や幕府領の代官へは次のような先達が出された。

一今度諸國巡見雖被仰付、國之繪圖城繪圖無用事、

一人馬家數改無之事、

一御朱印之外人馬、御定之通、駄賃錢取之、人馬無滯可出之事、

一何方より見分仕候共、使者飛脚音信一切可爲無用、但案内之者入候所は、其斷可有之事、

一掃除等可爲無用、但有來道橋、往行不自由之所は、各別之事、一泊々之宿所作事等可爲無用、并茶屋新規作之申ましき事、

一國廻之面々泊々にて、つき米大豆其所之相場を以可賣之、其外賣物常々其所の直段に賣可申事、

この指令の中の御朱印券は、巡見使のための人足と馬を徵する命令書で、出雲國出雲郡出西村福田家文書によると、天保九年の巡見使の正使諭訪縫殿助の場合には、人足八人、馬一五疋、福使竹中彦八郎には人足八人、馬一三疋、日付石川大膳には人足八人、馬一〇疋を差し出させている。御朱印人馬以外は、すべて巡見使が負担することが原則のようであつた。

巡見使を直接に接待する郡村の役人に対しても、次のように命じている。

一宿々疊之表替無用、古候共不苦事、

一湯殿雪隠若無之所は、成程かろく可被致之事、

一たらい柄杓鍋釜古候ても不苦候、若無之所は、かろく可被致支度事、

一宿に可成家、一村に三軒無之所は、寺にても、又は村隔り候ても不苦事、

一其所に無之賣物、脇より遣置之、うらせ申ましき事、

地元の郡村の最も大きな負担は、事前の道路の修理や橋梁の修繕、人馬の調達であったと考えられる。

巡見使は視察した内容を江戸城中で将軍に直接報告するようになつていたようであるが、その報告・記録は残されていない。各領主・各代官の公式の接待記録も残されていないようである。しかし、郡村の役人たちの記録は各地にかなり多くのものが残されている。この残された史料によると、彼らは前回までの日程などを調べ、落度がないように準備して巡見使を迎えたことが分かる。藩の郡奉行からであろうが、郡村の役人の内、直接巡見使に接する役目を持つていた与頭などに示されたと思われる池田家文書はそのあたりの事をしめしている。本論では、隠岐国の巡見使の受け入れの様子を、焼火神社文書と池田家文書を中心みていくたい。

## 二 隠岐国を訪れた巡見使

隠岐国を訪れた巡見使について書かれた史料として宝暦一一年（一七六一）に著された「遠領見様御着之覚」がある。これには寛永一〇年（一六三三）の初回の諸国巡見使から宝暦一年の御領巡見使までの巡見使について、巡見使の氏名、日程、ルートなどが記載してある。

隠岐国は幕府直轄領であつたが、松江藩預り地の期間が長く、諸国巡見使・御領巡見使の両方が松江藩役人とともに隠岐国を訪れた。寛永一〇年から天保九年（一八三八）まで両方合わせて一六回の巡見使が海を渡つて隠岐国を訪れた。諸国巡見使や御領巡見使のほかにも明和九年（一七七二）には屋敷高入・小物成増徴のための巡見使、天明五年（一七八五）には飢饉・荒所の巡見使が隠岐国を訪れている。また、長崎俵物に関する巡見使が天明五年、享和元年（一八〇一）、享和三年（一八〇三）、文化四年（一八〇七）、文化六年（一八〇九）と五回も隠岐国を訪れている。その他特定の目的をもつ

て江戸勘定奉行が派遣する吟味役人や、海防のために松江藩の役人などが隠岐国を訪ねている。このように様々な目的で役人が訪れるようになつたため、諸国巡見使はだんだん形式化する傾向にあつたようである。

隠岐国を訪れた巡見使について年代を追つてあげてみる。<sup>(1)</sup> 人数は従者を表す。

①諸国巡見使 寛永一〇年（一六三三）松江藩領、三代將軍家光の時代

市橋伊豆守（一万三千石）一七〇人

村越七郎右衛門（二千石）三八人

柘植平右衛門（二千石）三八人

②諸国巡見使 寛文七年（一六六七）（松江藩預り地、四代將軍家綱の時代）

稻葉清左衛門、市橋三四郎、徳永頼母

③諸国巡見使 延宝九年（一六八一）（松江藩預り地、五代將軍綱吉の時代）

高木忠右衛門 三六人

服部久右衛門 三四人

佐藤甚兵衛 三一人

④巡見使 元禄四年（一六九一）（大森代官領、五代將軍綱吉の時代）

秋田三郎左衛門 一〇人

宝七郎左衛門 九人

鈴木弥太郎 八人

⑤諸国巡見使 宝永七年（一七一〇）（大森代官領、六代將軍家宣の時代）

黒川与兵衛（御使番、千八百石）三七人

岩瀬吉左衛門（御小姓組、千七百石）三一人

森川六左衛門（御書院番、七百石）二七人

⑥御領巡見使 正徳二年（一七一二）（大森代官領、六代將軍家宣の時代）

森山勘四郎 上下九人

三橋勘左衛門 上下九人

湊五右衛門 上下六人

(7) 御領巡見使 鈴木藤助	正徳六年(一七一六)(大森代官領、七代將軍家継の時代)
小池岡右衛門	上下六人
石川浅右衛門	上下五人
(8) 諸国巡見使 松平与左衛門	享保二年(一七一七)(大森代官領、八代將軍吉宗の時代)
落合源右衛門	(千五百石)
近藤源五郎	(千石)
(9) 諸国巡見使 小幡又十郎	延享三年(一七四六)(松江藩預り地、九代將軍家重の時代)
伊奈兵庫	(千五百石)
板橋民部	(千石)
(10) 御領巡見使 杉原七十郎	延享三年(一七四六)(松江藩預り地、九代將軍家重の時代)
弓氣多源七郎	(千五百石)
阿部内記(御使番)	四六人
永田藤七郎	二九人
高野与一左衛門	三一人
児島平右衛門	五人
(11) 諸国巡見使 佐久間吉左衛門	宝曆一年(一七六一)(松江藩預り地、一〇代將軍家治の時代)
山田幸左衛門	
(12) 御領巡見使 永田藤七郎	宝曆一年(一七六一)(松江藩預り地、一〇代將軍家治の時代)
花房作五郎	(千五百石)
小浜平太夫	(千石)
(13) 諸国巡見使 石尾七兵衛	寛政元年(一七八九)(松江藩預り地、二代將軍家斉の時代)
花房作五郎	(一千二百石)
小浜平太夫	(千石)
(14) 御領巡見使 清水利兵衛	寛政元年(一七八九)(松江藩預り地、一代將軍家斉の時代)
池田八郎左衛門	
村尾源左衛門	

(15) 諸国巡見使 竹中彦八郎

諫訪縫殿助(御使番)

石川大膳(西丸御小姓番管谷山城守組二千五百石)

五七人

三千石 六四人

(16) 御領巡見使 石川大膳(西丸御書院番高力丹波守組二千石)

五〇人

天保九年(一八三八)(松江藩預り地、一二代將軍家慶の時代)

高橋 一〇人

八木岡 九人

山本 七人

これらの一連の巡見使一行のルートは出雲国二保関(現松江市)または宇龍(現出雲市)を出発し、知夫里島に上陸し島前二郡を廻り、その後島後に渡り二郡を廻り、西郷より出雲国の本庄(現松江市)または三保関へと帰つて行く形が多かつた。具体的な視察内容は事前に郡代に達せられており、一行の到着までに「書上帳」が用意されていた。延享三年の「書上帳」には次のように記されている。

- 一、金銀銅鉄鉛山之事
- 一、孝人有無之事
- 一、御取毛幾ツ之事
- 一、古城跡有無之事
- 一、百姓夫食之事
- 一、御朱印寺社有無之事
- 一、御藏有無之事
- 一、名物之事
- 一、御林山之事
- 一、宗門之事
- 一、水損旱損場之事
- 一、高札場之事
- 一、隠岐国高并高免隣村道法

### 三 隠岐国を訪れた天保の巡見使

天保九年（一八三八）には、諸国巡見使と御領巡見使の両方の巡見使が派遣された。この年の巡見使の派遣が最後の巡見使派遣であった。ここではその中の諸国巡見使を取り上げる。先に述べたように、三名の者が巡見使として訪れている。諏訪縫殿助、竹中彦八郎、石川大膳の三名である。

まず、巡見使がたどつたルートをたどつてみる。<sup>(2)</sup>

ルートは図1にしめす。天保九年閏四月一〇日三保関から島前知夫里島の知夫郡知夫村郡に上陸し、そこで一泊した。荷揚げの後、船は夜通して島の裏海岸にあたる古海へ廻した。翌日一一日郡から古海へ山をこえ古海から西ノ島の同郡美田村波止に上陸し、焼火神社へ参拝した。焼火神社参拝は巡見使の慣例となつていて、船は別府に廻された。焼火神社参拝後、船で波止から美田村本郷へ向かつた。美田村本郷より同郡別府村へ向かい、ここで一泊した。隠岐国で三日目になる一二日は、別府より船で中ノ島に渡り、海士郡福井村菱浦に上陸した。船は豊田へ廻した。諏訪湾にそつて福井村を進み、村上助九郎宅を訪れ、休息している。村上家は海運業を営み、関西鴻池家と並び称されるほど豪商であった。同郡豊田村に残る文書には次のように記載されている。

翌十一日は別府泊りにして夜具その他一切の物を持運ひて知夫の如くに歓待し、翌日は海士村巡視村上助九郎邸に休息せられ、御召船以下八十余艘を従ひて都万村へ渡海せらる。巡見使は海士村から陸路をたどり同郡豊田村豊

田へ出て、船で島後の穂地郡都万村金屋へ渡つた。海上を島前から島後への最短コースをたどつて移動している。金屋は外洋に向かつて開いた港であり、巡見使船の着岸を容易にするため臨時の桟橋を建設している。また、風向きによつては金屋に入港できない場合も考えられ、同郡津戸村奥津戸にも桟橋を建設している。金屋から都

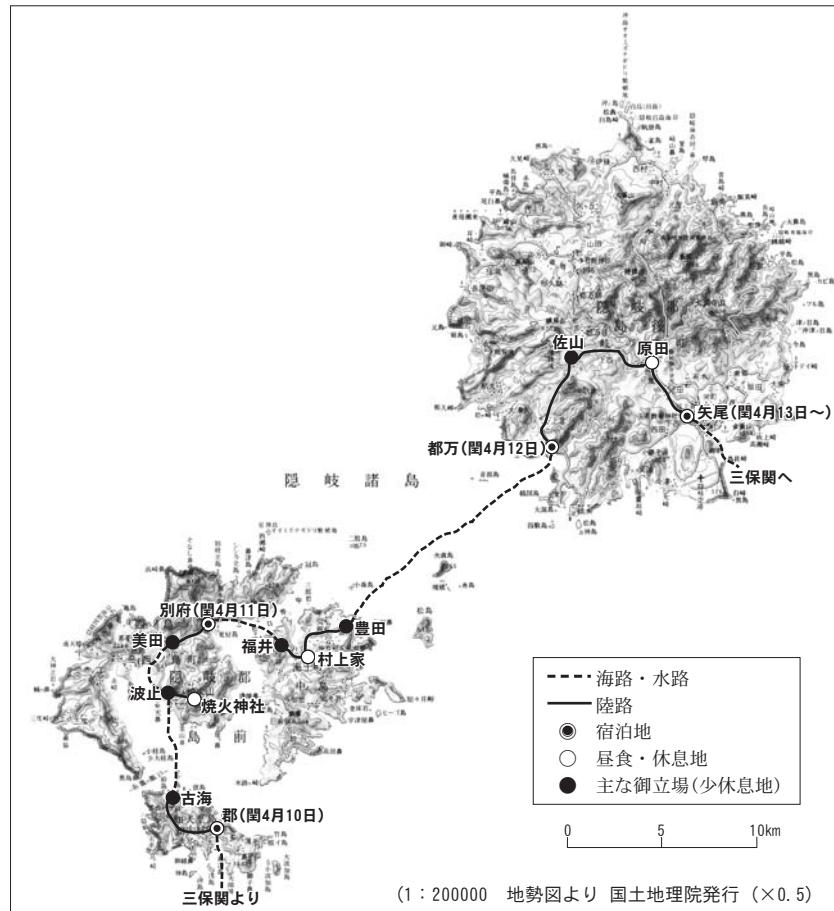


図1 天保九年(1838) 諸国巡見使 隠岐国での巡見ルート

万村本郷の中里へ進み、ここで宿泊している。

一三日は都万村中里を出発、上里まで平坦地を進み、ここから山道となり、村境の佐山まで急坂を登った。佐山には仮設の休息所が設けられた。佐山からは、周吉郡になり、上西村、原田村と下つた。下りの山道であり、原田村山崎（原田村年寄）前で休息、護国寺村から矢尾村本陣へと進んだ。矢尾村本陣には周吉郡大庄屋敷、脇本陣には矢尾庄村勘左衛門（大中家<sup>(2)</sup>）屋敷と小中家屋敷が充てられている。ここには五月四日まで二二日間滞在して、書上帳を中心にして、書上帳を中心に隠岐国の状況を調べている。五月五日 同郡目貫村目貫から三保関へと出港し、隠岐国を離れた。

このように、巡見使の隠岐国滞在は閏四月一〇日から五月五日までである。しかし各村を観察した期間も距離も短い。四日で島前の二郡、島後の二郡を通過し、大部分を矢尾村での「書上帳」などの文書の確認と聞き取りによる確認にあてている。

#### 四 天保の巡見使の隠岐国での受け入れ

天保九年（一八三八）の諸国巡見使の隠岐国での受け入れについて、島前の焼火神社文書と島後の池田家文書を取り上げて検討していく。中国筋の巡見使は因幡→伯耆→出雲→隠岐→石見→長門→周防→安芸→備後→備中→美作→備前順に一二ヶ国を廻った。天保九年の巡見使も同じコースをたどっている。このときの巡見使の主席は御使番の諷訪縫殿助、次席が西丸御小姓番管谷山守組下の竹中彦八郎、次が西丸御書院番高力丹波守組下の石川大膳であつた。巡見使一行は総勢四一三人という多人数であり、隠岐国の人々は多くの負担を強いられた。

島前の西ノ島にある焼火神社には巡見使に関する文書が多く残されている。これは巡見使が隠岐国巡見の際に必ず焼火神社参拝し、海上の無事平穏を祈願するのが恒例となつていたためである。焼火

神社は海拔四五二メートルの焼火山の中腹にあり、焼火権現を祭り、雲上寺という真言宗の寺院でもあった。この焼火神社の文書には天保九年の諸国巡見使についても残っている。この文書から焼火神社での様子に絞つてみていただきたい。この諸国巡見使總計四一三名全員が波止の港から焼火山頂の焼火神社雲上寺に参拝している。その準備も大変なものであった。巡見使一行の隠岐国への渡島が伝えられたのが二月二二日であり、三月上旬から御神前をはじめ雲上寺を含めての清掃、登山道づくりなどが始められた。焼火神社文書によればこの作業にあたつたのは、「橋浦中ヲ島中 貰受候、外ニ助勢トシテ浦之郷、大津 四拾人斗來働」とあり、そのために「米者四拾俵斗用意、内六石、島御藏 借用」している。そして「雲州 拝借米百石、銀二拾目余、右之内島江無心申」している。これは島役として島前全体へ費用の負担を依頼し、島前全体の費用負担によって作業にあたつもらつたことを表している。天保九年にはまだ天保七年（一八三六）の飢饉の影響が残つていた。同じ文書では「一昨年 去年迄大凶作故、麦払底二付、米余分入申候、米相場百三十文 百五六十文迄」といつた米相場が非常に高値となつた時で、この費用の負担は島前の人々を苦しめた。神前では松江藩の依頼で三月二十三日 仁王經一百部開白、四月十四日満」と巡見使の渡海平穏の祈禱が行われた。巡見使一行が隠岐国へと渡海すれば、知夫里島の郡之峰で火を上げ、焼火神社側で見つけ次第嘉平山から応答の火を上げることになつていて、いわゆる狼煙で合図することになつていた。

四月二一日早飛脚が到来、二四日に巡見使一行は三保関に到着、二六日より順待の予定を告げた。実際に巡見使一行が知夫里島へ到着したのは、閏四月一〇日であった。早速手配された人々は登山し、それぞれの定められた役についた。本陣のある知夫里島の郡、大江へ焼火山の雲上寺から長福寺隠居が訪れ、挨拶をするとともに、指

図を仰いで帰つた。一日午前七時頃巡見使一行が古海から船に乗るのが見えたため、焼火山頂では準備を整え、待機した。御先衆の迎えに長福寺隠居が出向いた。最初に郡代と元方が登山、座敷周りを一覧検分し、仁王門の外右側に下座して待つた。次に御船奉行、御馳走役、御医師、御作動役が登山してくるのを専念寺と源福寺の住持が西鳥居まで出迎える。その後、諏訪縫殿助が駕籠で登山、雲上寺別当が鳥居の外まで出迎えた。ここで諏訪縫殿助は駕籠からおり、別当の案内で路次口まで行き、そこで長福寺隠居が待ち受けて廊下を案内、離れ座敷に通した。次いで竹中彦八郎、石川太膳の順に離れ座敷へ案内した。巡見使は離れ座敷で休息をとつた。

離れ座敷の見取り図も残っているが、三人が同じ部屋で休息している。床の間には掛け軸とともに三方(昆布)がおかれ、御朱印が本懸壱置之候得共、全体壱腰懸三ツ別々ニ置可申候」と注意書きがある。座敷は毛氈が敷かれ、三名の座る位置が定められている。次の間に茶所を設け、ウス茶で接待している。ここには「此所ヨリ給仕往来致候」となつていて。また、座敷に面した廊下は「此所ニ而御目見申上」とあり、ここまで出かけて挨拶をしたものと思われる。また、廊下には「御近習中」の位置が示してある。そして、注意書きとして「御膳等廊下迄差出候へ共夫ヨリ御近習中御給仕被成候」「給仕節此所相詰申」とあり、食事の際の給仕の方法についても細かく記載している。また同様に「御具足ハ路次ノ内庭ヘ、ウスベリヲ敷置之」とあり、ここでも細かく気を配つている。

休息の後、別当の御目見があり、その挨拶の後食事となる。ここでは吸物、酒、食事(うどん)の饗膳が出される。用人以下にも別の控室で同様の饗膳が出された。食事が終わると、いよいよ参拝が行われた。参拝の準備を整えると、宇野石見の案内で神前に進み、別々に参拝し、御神酒・洗米を受け、休息のため元の座敷に戻つた。



図2 「天保九年戊四月 御巡見様一途手鑑」表紙  
池田家文書(隠岐の島町教育委員会所蔵)

そこで本膳についた。本膳が終わり、本膳を下げるとき一切の儀式が終まる。その後は休息し、雑談をしたりした。夕方、巡見使一行は隊を整えて下山していく。一日は西ノ島の別府泊で、一二日朝別當は早朝別府に出かけ、三名の巡見使にそれぞれ挨拶を行つた。その後巡見使は、中ノ島へ向かい、中ノ島の豊田から島後へと向かつた。

島後では池田家文書「天保九年戊四月 御巡見様一途手鑑」庄屋勘左衛門代(以下「天保の手鑑」と略)を史料として取り上げる。この文書は縦一九センチメートル、横一三・五センチメートルで九一丁におよぶ大冊である。図2はこの文書の表紙(原寸大)である。この文書は非常に多くの項目を立て、沢山の内容を記載している。その内容は大きく分けて(一)地誌や歴史を中心とした隠岐国の大要と(二)隠岐国での巡見使の行動と受け入れについての二つとなる。これ

(一) 隠岐国の概要として歴史はごく簡単に触れるだけであるが、村々の石高について細かく記載するとともに、歴代の巡見使とその際の調査や石高を記載している。(二) 巡見使の行動と受け入れについてはほとんど記載されていない。単に丁数の差のみでなく、内容も異なる。提出した「書上帳」などの文書を補完する書類あるいは応答用の書類であったと考えられる。元禄の巡見使の際には受け入れに対する別途の「手鑑」が存在したのかもしれないが、まだ発見されていない。元禄と天保の二つの「手鑑」の内容を比較すると、「元禄の手鑑」が実際の事務処理上必要な部分を記載しているのに比べ、「天保の手鑑」は接待について細かく述べてあり、非常に形式にこだわったものである。このことは巡見使が初期の目的から徐々に形式的なものへとなつていったことを表しているものとも考えられ、興味深い。なお、「元禄の手鑑」にある公文とは庄屋を表し、隠岐国では公文が使用されていた。

「天保の巡見使」の(一)隠岐国の概要では、隠岐国全体については隠岐国の歴史、村々とその間の里程（海路を含む）、社寺、船数、人口、家畜、流人、高札場などについて、郡村地誌については郡（島後の穂積郡・周吉郡）と村の田・畠・牧畠の石高・面積・所有、田畠の上田から下々田までの別、減税、戸数、人口、家畜（馬・牛）、社寺、酒屋、里程（海路を含む）、田畠普請などを記載している。

(二) 巡見使の行動と受け入れでは、巡見使の行動について、幕府・松江藩からの通達による出雲国・隠岐国での巡見使の経路、隠岐国内での巡見使の順路と休息地・宿泊地などを記載している。また、役人の名簿と人数について、巡見使三名についての紹介とそれとの担当役の割り当て、巡見使および足軽・中間以上それぞれにつける担

当者・人足、特に都万村・矢尾村など村ごとの担当者や役・注意事項に加え、船の用意の割り当て、担当者・人足の割り当て、船にたてる旗の指定などを記載している。その他、村々（庄屋）への通達として家々や流人の扱い、文書の書き方、休息所や宿泊所、夜具、食事など非常に細かく記載している。特に料理については、担当者を決めるとともに、すべての食事の献立について一皿・一椀・一鉢ごとの内容・具材などを定めている。そして、巡見使来村までの村々の取り組み・会合まで記載している。このように事細かく記載している事は、巡見使が大規模であるとともに、幕府の権威を表すための儀式的なものになつてきていていることも表している。この中で隠岐國らしい内容は、海路、船に関する内容、畠の多さ、牧畠、減税、馬・牛の家畜、流人などである。

次に、この文書により島後での受け入れ側の様子と割り当てられた人数などについてみていく。焼火神社文書で述べてあるのと同様に、島後でも事前から周到な準備が行われた。巡見使の隠岐国への渡海がせると西郷会所（陣屋）に元締役の庄屋八名と筆者手伝二名が詰め、郡代、代官、大庄屋を中心には準備態勢に入った。同時に一名は松江へ、二名は島前へ出迎えのため出かけた。また、巡見使一行が隠岐国への渡海のための出雲国の宿舎に入ると、すぐに飛脚船が連絡してきた。連絡を受けるとすぐ、巡見使一行が乗船する槽船は隠岐国最初の上陸地島前の知夫村へと出発する。島後では島前に近く、島前と海路を遠望できる周吉郡今津村と穂積郡鶴木村には遠見番がつけられた。この両村の遠見番は巡見使の一行の船団が知夫村へ着くのを見かけると西郷会所に報告し、その後島後へ到着するまで遠見を続けた。巡見使一行の船団も、風向きによつては直接島後へ着船することもあるので、一時も気の抜けない役であつた。本陣（宿舎）の中には番所をたて、年寄二人ずつが榜着用の上、昼夜詰め、村々の頭百姓も二人ずつ交代で毎夜不寢番を務めて火の

元を用心した。

巡見使が知夫村に上陸すると島前・島後の大手安船とよばれる通達船が西郷へ急報した。西郷会所にいた大庄屋は島後の各村々へ廻状を廻し、割り当ててあつた人足・馬を穩地郡都万村に召集し、代官・郡代・大庄屋たちは出迎えのために村継人馬で都万村へ出かけた。都万村では金屋へ船着き場として長さ五間、幅二間半の掛け出し（棧橋）を建設した。風の具合で、穩地郡津戸村へ着船する場合も考え、奥津戸にも同様の掛け出し（棧橋）を建設して、巡見使の到着を待つた。

巡見使一行は、閏四月一二日島前の海土郡豊田村豊田から島後の穩地郡都万村金屋へ渡つた。ここから島後の大庄屋（股引絹羽織脇差着用）が全体の案内役となり、都万村庄屋・年寄三人（脚絆・木綿单羽織着用）が船着き場の金屋まで出迎え、本陣に定められた宿舎の亭主役（上下着用）は都万村本郷の中里まで出迎えた。金屋からは駕籠で陸路を進み、都万村本郷中里で一泊した。一三日には都万村庄屋年寄三人が佐山まで見送り、佐山で休息した。佐山には三人の巡見使に対応した三か所の休息所、駕籠台があつた。ここまで周吉郡上西庄村屋年寄百姓三人が出迎えていた。佐山から同郡原田村山崎前まで案内し、ここで休憩した。ここから周吉郡原田村屋年寄百姓三人が周吉郡護国寺村まで案内、ここから周吉郡矢尾村庄屋年寄百姓三人が矢尾村本陣まで案内した。

次に天保の巡見使に要した人員などについて、「天保の手鑑」からみていく。幕府からの巡見使は三名、諫訪縫殿助の用心から足軽までの随員六四人、竹中彦八郎の随員五七名、石川大膳の随員五〇人の総勢一七一人であつた。また、松江藩付添役人については、次のとおりである、（ ）内は随員・下役をあらわす。

御船奉行一人（上下五人）、御馳走役三人（上下一三人）、御医師三人（上下二人）、御朱印預一人（上下二人）、三人（上下六人）、

御台所八人・他に茶道具持三人・他に二七人、御船手方八人・他に平水主（四四人）・水主（三七人）、御郡代一人（上下六人）、御代官一人（上下五人）、御目附一人（上下一人）、松江元方一人（上下二人）、元方一人・調方八人・点検一人・（合わせて上下八人）、御遠見番一人（上下三人）で、合計役人三五人、隨員・下役一七五人

このように、幕府・松江藩から隱岐国島後へ来島した役人などは四〇〇人に及んでいる。

これを受け入れる側の隱岐国の人々も膨大な数になる。まず陸上からみていく。巡見使に対して地元からの要員の役と人数は次のようになる。

本陣・都万村	亭主（上下着用）一人、矢尾村	亭主一人、案内（股引絹羽織脇差）大庄屋一人、用人案内（脚絆着用）三人、肝煎（袴着用）三人、料理人四人、給仕人五人、椀方二人、卯時八人、不審番（頭百姓、袴着用）二人、門内番屋詰（年寄、袴着用）二人、御荷物宰領一人、人足宰領一人（小計）三四人、御召駕籠一人足八人、用意駕籠二人足一二人、馬一〇疋（内三階具）口取一〇人、長持三人足二四人、御具足一荷人足三人、御狹箱二荷人足六人、合羽籠三荷人足九人、御荷物人足二八人	（小計）一〇〇人
--------	----------------	--	----------

総計二三四人の者が巡見使に対する要員として出かけた。ここにあげたのは、あくまで幕府からの巡見使と用人に対するものであり、これ以外に、松江藩役人に対しては、駕籠一〇、人足六〇人、馬一七疋、口取一七人、その他人足二八九人で計三六六人が対応している。陸上では幕府・藩役人に対して地元の要員の人数は五〇〇人に及んでいる。島後三郡四九か村への割り当ては馬四七疋、口取四七人、人足六一九人、用意人足一〇〇人に及んでいる。これは交代要員も含んでいるが、大きな負担である。四九ヶ村中今津、蛸木、矢

尾、目貫など九ヶ村には馬・人足などの割り当てがない。これらの村々に割り当てがないのは海上輸送の際の船・水主を他の村々よりも多く割り当てられたためである。

海上輸送については、松江藩から御召船など四艘提供され、島前からも槽船が一八艘提供されたが、島後での負担は大きかった。島後からは御供船（大船）六艘、大手安船三六艘、槽船（手安）二三艘、水主三六四人が提供された。これもまた四九ヶ村の内、港を持たない八ヶ村を除き、船と水主の割り当てが行われた。大きな港を持つ矢尾村、目貫村への割り当て数が最も多く、次いで津戸・蛸木・都万村などとなっている。

この島後における巡見使は幕府と松江藩からの役人四〇〇人もの者が隠岐国を訪れ、地元からは一〇〇〇人をこえる者が動員されるといった全島あげての一大行事であった。

### おわりに

隠岐国では、寛永一〇年（一六三三）から天保九年（一八三九）にかけての約二〇〇年の間に、諸国巡見使と御領巡見使を合わせて一六回巡見使を受け入れている。同じ年に別々に二回、或いは両方同時に受け入れた年もある。本論でとりあげた天保の巡見使は大規模なものであつたとされるが、その他の巡見使の来島の場合も、島前・島後合わせても一万人余りの隠岐国にとつては一大事であり、地元の人々は毎回それに対応せざるをえなかつた。本論でも述べたが、巡見使以外にも行政視察や俵物関係の巡見使の派遣など幕府からの派遣や、松江藩からの役人の派遣があつた。人口が少ないうえに、石高の少ない隠岐国にとつて大きな負担であつた。

このことは、隠岐国のもつ特殊な事情も大きく影響している。第一は、隠岐国が幕府直轄領であり、松江藩預り地であつたことである。実質は松江藩が支配していたが、二重支配の形となり、隣の出

雲国のように藩領のみの国よりも複雑な支配の形となつていた。隠岐国だけでの判断で動きが取れないような支配体制であつた。第二は隠岐が四島からなる離島であることである。島根半島から直線で北へ四〇キロメートルから八〇キロメートルに位置する。巡見使の様に国をこえて行われるものであつても、隣国と相談あるいは提携して行うことができず、すべて国内で賄わなければならない面を持つている。第三は田の少ないことである。山がちで平地の少ない土地であり、もともと田は少なかつたが、江戸時代を通して新田開発もほとんど行われず、石高も増加していない。江戸時代に実質石高が二倍近くに増加した出雲国と対照的である。中心となる産業は、水産業、畑作、畜産と畑作を合わせた牧畑農業である。上記の「手鑑」に、田・畑と並んで牧畑の石高・面積・所有など記載がみられるのは不安定で、絶えず本土より高く、最高時は出雲国の四倍という時もあつた。このような状況であつたため、隠岐国での巡見使受け入れば経済的にも他国以上にきびしいものであつたと思われる。

隠岐国を訪れた巡見使については、天保の巡見使や元禄の巡見使をはじめ他の巡見使についての文書も残されている。これらの文書をとおして隠岐国での巡見使について明らかにし、近世の隠岐についてたどることができたらと考えている。

### 註

- (1) 永見一正「隠岐国巡見使」（『島根地方史研究』二一号一〇八頁一九六五）、永見一正「隠岐国巡見使」（永見一正『隠岐国郷土誌』二一九〇二四三頁 松江文庫一九七八）
- (2) 永見一正「巡見使」（『黒木村誌』三〇四〇三三三頁 黒木村誌編集委員会一九七三）
- (3) 田邑二枝「巡見使」（『海士町誌』二四二〇二四九頁 海士町役場一九七四）

- (4) 都万村誌編纂委員会「隱岐国巡見使」『都万村誌』一九九〇  
二〇九頁 都万村役場 一九九〇)
- (5) 西郷町誌編纂委員会「巡見使の來島と御糺し」『西郷町誌』  
上巻七〇二~七一〇頁 西郷町役場 一九七五)
- (6) 池橋達雄「巡見使道の概観」(島根県歴史の道調査報告書)  
第10集四七〇五七頁 島根県教育委員会 一九九九)
- (7) 日野雅之「巡見使道の確定と現状 隱岐 一知夫村 二西ノ  
島町 三海土町」(島根県歴史の道調査報告書)第10集五六〇  
五八頁 島根県教育委員会 一九九九)
- (8) 谷田義治「巡見使道の確定と現状 隱岐 四都万村 五西郷  
町」(島根県歴史の道調査報告書)第10集五八〇六〇頁 島根  
県教育委員会 一九九九)
- (9) 「殿有院殿御實紀」卷三十四 寛文七年閏二月一八日(徳川  
實紀)『国史大系』吉川弘文館 一九三六)
- (10) 「諸国巡見之部」寛文七年閏二月(一)覺(御觸書寛保集  
成)一九七六 岩波書店)
- (11) 池橋達雄「巡見使道の概観」に記載されている出雲郡出西村  
福田家史料(島根県歴史の道調査報告書)第10集五一頁 島  
根県教育委員会 一九九九)による。
- (12) 「諸国巡見之部」寛文七年閏二月(二)覺(御觸書寛保集  
成)一九七六 岩波書店)
- (13) 池田家文書「天保九年戊四月 御巡見様一途手鑑 庄屋勘左  
衛門代」(島根の島町教育委員会所蔵)
- (14) 焼火神社文書「天保九年戊四月 御巡見様御着之覚」(焼火神  
社所蔵)。本論では、『海士町誌』などに述べられている史料も  
利用した。
- (15) 池田家文書「天保九年戊四月 御巡見様一途手鑑 庄屋勘左  
衛門代」(島根の島町教育委員会所蔵)
- (16) 宝暦一年(一七六一)三澤喜左衛門が著した「御巡見様御  
着之覚」(三澤喜左衛門『隱州往古以来諸色年略記』所収)、  
『隱岐島資料』近世編下に收められている。
- (17) 焼火神社文書、代家文書及び永見一正「隱岐国巡見使」など  
による。
- (18) 御領巡見使は⑥の正徳二年からである(三九ページ参照)。元  
禄四年は隱岐国が大森代官所領となつて間もない頃である。巡  
見使は大森代官所領となつた隱岐国を巡見する目的で訪れたも  
のであり、規模からいって御領巡見使と同様の巡見使と考えら  
れるが、まだ文献等で確認していない。御教示いただけたら幸  
いである。なお、永見一正氏はこの巡見使を御領巡見使という  
扱いとしている。
- (19) 代家文書(隱岐郷土館所蔵)
- (20) 焼火神社文書、代家文書及び永見一正「隱岐国巡見使」など  
による。
- (21) 「豊田村和巻岩守手記」(海士町郷土資料館所蔵)
- (22) この大中屋勘左衛門が記したもののが、池田家文書「天保九年  
戊四月 御巡見様一途手鑑 庄屋勘左衛門代」である。
- (23) 焼火神社文書「天保九年戊四月 御巡見様御着之覚」(焼火神  
社所蔵)。『海士町誌』などに述べられている史料も利用した。
- (24) 焼火神社文書「天保九年戊四月 御巡見様御着之覚」(焼火神  
社所蔵)以下も同じ。
- (25) 池田家文書「元禄四年 御巡見様一途二付 矢尾村公文手  
鑑ノ寫」(島根の島町教育委員会所蔵)

## 【付記】

本論は二〇一一年二月に奈良大学文学部に提出した卒業論文を修正・加筆したものである。本稿作成にあたりご協力いただいた梶村祐三氏、焼火神社、隱岐の島町教育委員会、隱岐郷土館に厚くお礼申し上げます。また、本稿執筆にあたり奈良大学の鎌田道隆先生、松江工業高等専門学校の鳥谷智文先生、石見銀山資料館の藤原雄高先生には丁寧なご指導を賜りました。記して感謝いたします。なお、本稿の骨子は二〇一一年度島根史学会大会において発表いたしました。

# 田中義昭著『弥生時代集落址の研究』

会下和宏

本書は、わが国における集落址研究の第一人者である田中義昭先生が、一九七六年から二〇〇四年までに発表された弥生集落址に関する論考を中心に、新稿を加えてまとめられたものである。

本書の構成は、下記の通りである。

## 第一部 弥生時代集落址研究の目的と方法

### 第一章 弥生時代集落研究の道程 —— 共生・協同の場とその動態

を求めて —

## 第二部 南関東における弥生時代集落址研究

### 第二章 南関東における農耕社会の成立をめぐる若干の問題

### 第三章 南関東における初期農耕集落の展開過程

## 第三部 出雲における弥生時代集落址研究

### 第四章 中海・宍道湖西部域における農耕社会の展開

### 第五章 弥生時代拠点集落としての西川津遺跡

## 第四部 弥生時代拠点集落の成果と課題

### 第六章 弥生時代拠点集落の再検討

### 第七章 原始期集落の特性と類型 — 山陰地方の大規模集落遺跡を例として

## 第五部 生産・墓制・祭祀をめぐる問題

### 第八章 弥生時代以降の食糧生産

### 第九章 古代馬柵一試考

第一〇章 山陰地方における古代鉄生産の展開について

付章一 銅鐸・銅劍・銅矛と古代出雲

付章二 加茂岩倉遺跡の発見とその意義

著者は、高度経済成長期と重なる一九五〇年代後半から一九七〇年代、首都圏近郊の大規模開発事業によって消失していく横浜市域の遺跡調査に携わり、その過程で主として弥生集落の構造と特性について追究をしてきた。第二部では、こうした研究のなかで、一個の「拠点集落」に数個の「周辺集落」が結合した地域的共同体を見出し、河川流域単位におけるこれらの動態について論じたものである。

こうした集落址の類型化や、それらが重層構造をなして農耕集団を形成しているという分析は、一九七〇年代までの集落研究において、先駆的な提唱であり、現在にいたるまで基本論理となつていて。この「拠点集落」概念は、その後に列島各地に拡大した開発工事に伴う龐大な行政発掘調査成果を検討する際、常に念頭に置かれるモデル的な研究になつたといえる。

一九八一年、著者は島根大学法文学部考古学研究室に赴任、対象とするフィールドを山陰地域に移される。学史上、著名となつた西谷三号墓を中心とした四隅突出型弥生墳丘墓の調査にあたる一方、弥生集落址研究としては、山陰地域における集落址群の動態につい

て、分布調査や出雲市・矢野遺跡の発掘調査などを通して、地道だが堅実な追究をされてきた。以上の成果が第Ⅲ部にあたる。

おりしも出雲地域は、一九八四年の神庭荒神谷遺跡、一九九六年の加茂岩倉遺跡における大量弥生青銅器の発見に遭遇する。「古代出雲、ブーム」の熱狂が到来し、全国の研究者を巻き込んだ青銅器遺物論をめぐる議論が白熱した。しかし、肝心の大量青銅器保有集団の具体的な実体を考えるにあたっては、著者によつて把握されてきた集落址群の纏まりと展開状況の研究成果が、現在も重要な位置を占めているといえよう。

著者は、島根大学在任中、歴史学、地理学、地質学など、異分野研究者との幅広い人脈によって研究グループを組織され、「古代出雲」に関する学際的・総合的な研究を推進された。海面変動の影響を受けやすい出雲平野、持田平野などの低地帯における集落群の展開やその特性を論じるにあたっては、舞台となる古地形復元や変遷も重要な課題となる。こうした学際的な研究手法は、私自身も強く影響を受けた。

第Ⅳ部では、関東南部・山陰地域における、こうしたフィールドワークによって帰納的に導かれた集落址の具体相から、「拠点集落」の概念・特性について、改めて再吟味がなされる。これによれば、考古学的に把握しうる「拠点集落」の主な具体的特徴として以下の点が列挙されている。

- ・水運の拠点になり、耕地拡大が容易な河川・海・湖沼の沿岸に立地。
- ・集中的・独占的で多様な分業生産の場。
- ・交易センターとしての役割。
- ・長期にわたる集落の継続。
- ・首長の定在と祭祀執行の場。

以上の見解は、台地上に立地するために堅穴式住居址などの遺構

群を明瞭に検出・把握しやすい関東、低地に立地するために有機質遺物が残存しやすく、青銅器や弥生墳丘墓がセットで検出されていれば、山陰の両地域をフィールドにされてきた著者の数多くの遺跡調査経験から導き出されたものといえる。

第Ⅴ部では、弥生社会の特質に接近するうえで重要な位置を占める水稻農耕を基軸にした食糧生産、鉄器生産など、生産の基礎的問題について考古学的に検討する。近年、山陰地域でも水田遺構、農耕具、製鉄関連遺構などの検出例が増加してきた。こうした個別研究成果をどのように咀嚼し、本章で提示されている生産力の歴史的発展という問題意識のなかに位置付けていくのかということが、我々後身にとっても課題となろう。

以上が、本書のおおまかな骨子である。このほか、第Ⅰ部でも触れられているように、漢帝国との文物ルートを衝に成立した中国南部や東南アジアの「駿商国家」との対比から、出雲地域における祭祀的地域国家（邦）の成長要因を解釈する視点は興味深い。弥生社会を漢帝国との関係から捉える言説は、古くは昭和初期に、多量の前漢鏡が出土する九州北部において、中山平次郎や森本六爾らが言及している。「一九九〇年代以降、出雲市・中野清水遺跡の鋳造鉄斧・貨泉、姫原西遺跡の「弩」「三稜鏃」形木製品、松江市・田和山遺跡の楽浪郡「硯」片、鳥取市・青谷上寺地遺跡の鋳造鉄斧・貨泉・漢鏡など、漢由来の文物出土例が増加したこと、山陰地域においても上記の視点での叙述が説得力をもつようになってきたといえる。

本書に通底するのは、山陰や関東南部を中心とした諸地域をくまなく渉猟したフィールドワークから導かれた実証的研究成果という点にある。著者は、こうしたフィールドワークのなかで地域社会と関わりをもち、まさに現代史の実践者として、これまで松江市・田和山遺跡をはじめとした遺跡保存運動・利活用などに、永年にわたりて主導的な役割を果たしてこられた。こうした活動のなかで培われ

てきた現代の地域社会共同体に向けられた眼差しによつて、本書における弥生集落・共同体論の叙述は再構成されている。まさに、「すべての歴史は現代史」である。

島根県を主なフィールドにして考古学研究に従事するわれわれ自身にとつては、これまでの集落研究史を回顧し、今後の研究方向の指針を学び、さらには「ヒューマニズムを実践」する真摯な研究姿勢を見習うという意味も含めて、貴重な著作である。

（新泉社 二〇一一年六月刊 全四八五頁）

特集

# 『島根史学会』 第五〇号に寄せて

## 会長時代の思い出

池橋達雄

私は、一九九八年六月から二〇〇六年一月まで八年余り、島根史学会の会長を務めさせていただいた。

前任の内藤正中先生が島根大学を退かれ、その後をすぐ継がれる先生がみつからないということで、高校教師の経験しかない私はかなり躊躇したが、竹永三男先生をはじめ事務局の皆さんのが万事指導するから、年相応の重味らしいものを出せばよいとのことで承知した。ときに齢六五歳であった。

事務局の先生方にはほんとうにお世話になつた。

会長就任時に考えたことは、次の三つのことであつた。一は、島根考古学会・島根地理学会・山陰民俗学会などの組織とそれまで以上に協力していくこと、二は、とくに島根の近現代史を学ぶことのできる文書資料館（アーカイブ）を建設する運動を進めることが、三は、過去に『島根県史』（一九三〇年完成）や『新修島根県史』（一九六八年完成）などすぐれた業績があるが、その後の資料の発見や研究の進展をふまえて新しい県史刊行の準備をしていくことなどであつた。

予想外のできごとに対応することも大切であつた。私が会長になつ

たとき、松江市立病院の移転先付近で弥生期の環濠集落遺跡が発見されて、その保存整備を松浦正敬市長にお願いした。この田和山遺跡は国指定になつた。県民・市民の皆さんへの理解協力がこのようない運動にきわめて大切なことも知つた。

もうひとつ強く記憶するのは、二〇〇四年に島根大学が中心になつて松江市で開催された全国歴史地理学会島根大会のことである。歴史地理学というのは、地理学がベースで、歴史学的な視野をとり入れたものであり、島根地理学会の先生方が中心となつて企画運営に努力された。この大会の併設事業として、島根県立博物館・島根県立図書館・松江郷土館の合同企画展「絵図でたどる島根の歴史」が開催され、記念出版として同題の図録を発行することになつた。私個人のことで恐縮だが、私は一九九三年から県教委が文化庁の補助を受けて実施した「歴史の道調査事業」の調査委員を委嘱され、近世国絵図についての研究を始めたことになつた。この事業は、全県下の市町村教委や調査委員・調査員の皆さん之力で二〇〇〇年に一冊の報告書を刊行して完了した。話をもとにもどすが、この経験から、私は、「絵図でたどる島根の歴史」の編集刊行の責任者になつ

た。六〇ページに満たない小冊子だが、よい出版物になつたと自負している。全県の小中高へ寄贈した。近世絵図には被差別の人びとの居住地区を示す記載があるものがあるが、このことについて、同和会や解放同盟の指導の方々と研究し討論する機会をもつたが、このことも大きな勉強になつた。

最初に触れた資料館や研究施設については、その後、出雲市の古代出雲歴史博物館・大田市の石見銀山世界遺産センター・松江市の松江歴史館と整備が進んで先史古代・中世・近世史の分野は充実を見せていくが、近現代史のアーカイブについては、松江市の元県立博物館を利用して二〇一一年一月に島根県公文書センターが開設されたが、その充実はこれからの仕事である。平成の大合併も終り、平成の新しい県史編集刊行の事業も研究されなければならない。

終りに気がかりなことをひとつ述べたい。島根史学会に参加される小中高現職の若い皆さんの数が減っていくのではないかということである。学校の忙しさが年々増しているのは事実であるが、教育と研究の「二兎」を追つていくのは決して「愚」ではないと考えている。

(二〇一二年七月二〇日)

# 『島根史学会会報』第五〇号に寄せて

松尾寿

私が会長の任にあたつたのは二〇〇六年から二〇〇八年までだつたかと思うがさだかではない。短い間ではあつたが、その間に事務局・役員の方々に助けられて力を注いだ思い出としては、島根県が中国五県の中で唯一「公文書館」を持たない県であり、全国的にも遅れを取つてゐることに留意し、その設置を要望して県と話し合つたことである。前近代の藩政史料の散逸が著しいし、近代以後の公文書にしても、戦後の県庁焼き討ち事件による庁舎全焼をはじめ、その後の公文書保存が徹底していかなかつたため、後世において地域の歴史をひもとくことが、他地域に比して著しく困難を来すことがある。現に、松江城大手門の復元をしようとしても不思議なほど史・資料がないなどはその一例である。なにか問題が起つた場合、さてこれまでどうだつたかと懸念になつて史・資料をあちこちと捜しまくることになる。

二〇〇九年七月「公文書等の管理に関する法律」が公布され、一年四月施行されるに及んで、県もようやく昨年四月「島根県公文書等の管理に関する条例」を一部施行、一一月には全面施行し、それに併せて「島根県公文書センター」を開所した（岩崎健児「島根県公文書等の管理に関する条例と島根県公文書センターについて」記録と史料、二三号、二〇一二・三）。ようやくここまで辿り着いたかの喜びはあるが、開所したセンターは県庁第三分庁舎（旧県立博物館）で、先行して古代文化センター、竹島資料室が執務してい

る建物である。岩崎氏によれば、公文書センターの業務は、所長、担当職員の計三名が総務課情報公開・個人情報業務担当職員（県職）の兼務、ほかに嘱託職員四名が従事しているが、歴史公文書を扱う経験者はいないという。国立公文書館主催のアーカイブズ研修をはじめ各種の研修・会議への参加を重ね、知識や技術を習得する必要があるとの指摘はあるが、博物館学芸員、図書館司書などの専門性を持つたアーキビストが専任されることこそ急務であり、岩崎氏も指摘する課題の克服の早道となるであろう。

# 島根史学会への期待 —『島根史学会会報』五〇号に寄せて—

井 上 寛 司

『島根史学会会報』（以下「会報」）は、一九七〇年代末から、時に遅延をともないながら、ようやく五〇号の刊行を迎えることとなつた。私の記憶するところでは、一九八五年から年一回の刊行を目標として掲げ、その実現のために努めたが、数年前から再び年報に回帰し、現在に至つているといえるであろう。「会報」の発刊から數えて、実に三〇年以上もの歳月が経過したこととなる。

島根史学会は、「会報」発刊の頃から、成立当初以来の、島根大学文理学部（後に法文学部）歴史学教室と教育学部社会科教室の教員や卒業生などで構成される、島根大学関係者の一種の同窓会的な研究組織というあり方を脱し、県内の各種研究団体を横断的に結びあわせる、地域史研究協議会的な組織へと生まれ変わつていった。

島根大学内に事務局を置き、そして松江考古学談話会や石見郷土研究懇話会・山陰歴史研究会・島根県歴史教育者協議会など、県内の各種研究団体を代表する方に役員となつていただいて会を運営するという方法に、その一端が示されている。

こうした会のあり方の変化は、「会報」の内容にも現れることとなつた。原始古代や中世・近世・近現代、あるいは社会科教育など、各時代・分野ごとの研究動向の総括や、各年度ごとの島根県関係著作・論文目録の掲載などがそれである。しかし、こうした企画も、近年ではほとんど見られなくなつてしまつた。島根史学会を取り巻く大きな状況の変化によるものと推察される。

その変化とは、まず第一に、一九八〇年の島根県中世史研究会を

初めとして、島根県近代史研究会や近世史研究会（二〇一〇年度から中世史研究会と合同開催）などの時代別研究会が島根史学会内のいわば専門部組織として成立し、活動を始めたこと。第二に、それは逆に、一九八三年の島根考古学会や九〇年の出雲古代史研究会など、全国的な視野に立つた時代・分野別の研究会が組織され、島根史学会と一種の併存状況が生まれてきたことである。

これら島根史学会の内外における二つの変化は、改めてその存在意義と役割を自らの手で明確にすること求めていること示すものといえる。そこで、あくまで私見ではあるが、今後の島根史学会がめざすべき方向について、一つの意見を述べてみたい。

結論的にいつて、山口県地方史研究会などと同様、島根県全体をカバーする「地域史研究協議会的なあり方」を改めて自覺的に追求し、再構築していくよう努力することが重要ではないか。島根県における、またその県域を対象とする歴史学研究・教育の推進とそのための条件整備、その研究成果の県民への還元と共有化、それによる島根県民の科学的な歴史認識・地域史認識の質的な向上と発展。これらの諸課題の実現をそれ自体として追求していく研究団体は、島根史学会を指して他になく、しかしその実現のためには他の研究団体との関係を含め、改めて抜本的な再検討が必要だと思われる。今後の議論を大いに期待をしたいと考える。

## 〔受贈図書〕

- 学術雑誌  
 『中央史学』第二七号（中央史学会、二〇〇四年三月）  
 『同』第三四号（中央史学会、二〇一一年三月）  
 『専修史学』第五一号（専修大学歴史学会、二〇一一年一月）  
 『奈良史学』第二八号（奈良大学史学会、二〇一〇年一月）  
 『岡山地方史研究』一二三号（岡山地方史研究会、二〇一一年五月）  
 『同』一二四号（岡山地方史研究会、二〇一一年九月）  
 『同』一二五号（岡山地方史研究会、二〇一一年二月）  
 『同』一二六号（岡山地方史研究会、二〇一二年五月）  
 『史創』第六号（史創会（松江南高校歴史学専攻卒業生会）、二〇一一年八月）

## 〔編集後記〕

『島根史学会会報』第五〇号記念号をお届けいたします。本号には、十六世紀における毛利元就の山陰支配の実像を、石見銀山支配に関わった生田就光と杵築支配に関わった福井景吉に焦点をあてて詳細に論じられた長谷川博史氏の論説、天保期の江戸幕府巡見使について、隱岐国におけるルートや現地における様々な対応を詳述した藤原茂氏の論説、田中義昭著『弥生時代集落址の研究』について内容の紹介と評価を述べた会下和宏氏の書評を掲載することになりました。また、記念号の特集として「島根史学会」第五〇号に寄せて」と題して、池橋達雄氏、松尾寿氏、井上寛司氏の三人に本学会の思い出や今後の学会活動における課題について寄稿していただいています。ぜひご味読下さい。

また、本号の印刷は諸事情により、ぶりんとはうすM2から有松本印刷に変更しております。ご承知置き下さい。

島根史学会では、より一層の会報の充実をはかっていきたいと考えております。そのためには、会員の皆様からの積極的なご投稿が必要不可欠です。論考、史料紹介、研究動向、書評などご投稿をお願い申し上げます。

(T)

## 〔島根史学会会報〕第五〇号 二〇一三年一月三〇日発行

編集・発行 島根史学会（会長・井上寛司）

(〒六九〇一八五〇四) 松江市西川津町一〇六〇

島根大学法学部歴史と考古コース気付

電話 (〇八五二) 三三一六一九七

振替口座 松江〇一四七〇一〇一八九八四

印 刷 (有)松本印刷

電 話 (〇八五二) 五四一一二〇八